

2022年12月28日

各位

会社名	株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表者名	代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ (スタンダードコード: 3350)
問合せ先	取締役 CFO 王生 貴久
電話番号	050-5835-0966

第三者割当による新株式、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第10回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行、商号の変更、定款の一部変更並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社はこれまで、ホテル事業を専業としてまいりましたが、今後は当社の主たる事業を Web3 及びメタバース関連事業へと転換し、時代に合った事業を展開することで、継続的な収益の確保及び継続企業としての再生のための施策を実施することといたしました。なお、当該事業転換の詳細については本日付で開示しております「新規事業（Web3 及びメタバース関連事業）の開始に関するお知らせ」をご参照ください。

具体的には、2022年12月28日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、次の①から⑦までの各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- ① シュモンク・リミテッド、マシマス・デ・テザノス氏、パネフリ工業株式会社、グリット・ヴァン・ウインゲルデン氏、ピヤジット・ルカリヤポン氏、リン・コック氏、ハリス・ノルディン氏、山口聡一氏、デビッド・スペンサー氏、阿部好見、MMXX ベンチャーズ・リミテッド、サイモン・グロヴィッチ氏、マーク・ライネック氏、王生貴久氏及びニナ・グロヴィッチ氏（以下あわせて「本株式割当予定先」といいます。）との間で、それぞれ株式買取契約（以下「本株式買取契約」といいます。）を締結し、本株式割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額 1,150,000,000 円の新株式（以下「本新株式」といいます。）を発行すること
- ② EVO FUND 及び MMXX ベンチャーズ・リミテッド（以下「本新株予約権割当先」といい、本株式割当予定先とあわせて「本割当予定先」といいます。）との間で、それぞれ新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、本新株予約権割当予定先に対し、第三者割当の方法により、第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、第三者割当による本新株式の発行とあわせて「本第三者割当」といいます。また、本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達をあわせて「本資金調達」といいます。詳細については下記「I. 本第三者割当について」をご参照ください。）」
- ③ 会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員（以下「本ストック・オプション付与対象者」といいます。）に対し、ストック・オプションとして第 10 回新株予約権（以下「本ストック・オプション」といいます。）を発行すること（詳細については下記「II. 有償ストック・オプションについて」をご参照ください。）」
- ④ 当社の商号を株式会社メタプラネットに変更すること（以下「本商号変更」といいます。詳細については下記「III. 商号の変更について」をご参照ください。）」
- ⑤ 商号の変更、事業の目的の変更、本店の所在地の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「IV. 本定款変更について」をご参照ください。）」
- ⑥ 2023年2月7日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、(i)本第三者割当、(ii)本定款変更、(iii)取締役3名の選任、及び(iv)監査役1名の選任に係る各議案を付議すること（詳細については本日付で開示しております「臨時株主総会開催日及び付議議案決定に関するお知らせ」をご参照ください。）」

なお、本第三者割当は、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案の承認が得られることを条件としております。本ストック・オプションの発行は、本臨時株主総会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして本ストック・オプションを発行することに係る議案の承認が得られることを条件としております。本商号変更は、本臨時株主総会において、本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。また、本株式割当予定先による本新株式に係る払込み及び本新株予約権割当予定先による本新株予約権に係る払込みは、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案の承認が得られることを条件としております。さらに、本ストック・オプション付与対象者による本ストック・オプションに係る払込みは、本臨時株主総会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして本ストック・オプションを発行することに係る議案の承認が得られることを条件としております。

また、本第三者割当により、当社の親会社及び主要株主の異動（当社の親会社であり主要株主である筆頭株主である EVOFUND が当社の親会社に該当しなくなり、MMXX ベンチャーズ・リミテッド及びデビッド・スペンサー氏が当社の主要株主に該当することとなります。）が見込まれますので、併せてお知らせします。

記

I. 本第三者割当について

1. 募集の概要

<第三者割当による新株式発行の概要>

(1) 発行株式数	普通株式 57,500,000 株																														
(2) 発行価額	1 株につき 金 20 円																														
(3) 発行価額の総額	1,150,000,000 円																														
(4) 資本組入額	575,000,000 円																														
(5) 募集又は割当方法	第三者割当方式																														
(6) 割当予定先及び割当株式数	<table> <tbody> <tr> <td>MMXX ベンチャーズ・リミテッド</td> <td>26,725,000 株</td> </tr> <tr> <td>デビッド・スペンサー氏</td> <td>15,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>シュモンク・リミテッド</td> <td>4,500,000 株</td> </tr> <tr> <td>サイモン・ゲロヴィッチ氏</td> <td>2,500,000 株</td> </tr> <tr> <td>マーク・ライネック氏</td> <td>2,500,000 株</td> </tr> <tr> <td>マシアス・デ・テザノス氏</td> <td>1,500,000 株</td> </tr> <tr> <td>パネフリ工業株式会社</td> <td>1,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏</td> <td>750,000 株</td> </tr> <tr> <td>ピヤジット・ルカリヤポン氏</td> <td>675,000 株</td> </tr> <tr> <td>王生貴久氏</td> <td>500,000 株</td> </tr> <tr> <td>ニナ・ゲロヴィッチ氏</td> <td>500,000 株</td> </tr> <tr> <td>リン・コック氏</td> <td>500,000 株</td> </tr> <tr> <td>ハリス・ノルディン氏</td> <td>350,000 株</td> </tr> <tr> <td>阿部好見氏</td> <td>250,000 株</td> </tr> <tr> <td>山口聡一氏</td> <td>250,000 株</td> </tr> </tbody> </table>	MMXX ベンチャーズ・リミテッド	26,725,000 株	デビッド・スペンサー氏	15,000,000 株	シュモンク・リミテッド	4,500,000 株	サイモン・ゲロヴィッチ氏	2,500,000 株	マーク・ライネック氏	2,500,000 株	マシアス・デ・テザノス氏	1,500,000 株	パネフリ工業株式会社	1,000,000 株	ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏	750,000 株	ピヤジット・ルカリヤポン氏	675,000 株	王生貴久氏	500,000 株	ニナ・ゲロヴィッチ氏	500,000 株	リン・コック氏	500,000 株	ハリス・ノルディン氏	350,000 株	阿部好見氏	250,000 株	山口聡一氏	250,000 株
MMXX ベンチャーズ・リミテッド	26,725,000 株																														
デビッド・スペンサー氏	15,000,000 株																														
シュモンク・リミテッド	4,500,000 株																														
サイモン・ゲロヴィッチ氏	2,500,000 株																														
マーク・ライネック氏	2,500,000 株																														
マシアス・デ・テザノス氏	1,500,000 株																														
パネフリ工業株式会社	1,000,000 株																														
ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏	750,000 株																														
ピヤジット・ルカリヤポン氏	675,000 株																														
王生貴久氏	500,000 株																														
ニナ・ゲロヴィッチ氏	500,000 株																														
リン・コック氏	500,000 株																														
ハリス・ノルディン氏	350,000 株																														
阿部好見氏	250,000 株																														
山口聡一氏	250,000 株																														
(7) 払込期日	2023 年 2 月 8 日（水曜日）																														
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における本第三者割当に係る議案の承認を条件としております。																														

<第 9 回新株予約権の概要>

(1) 割当日	2023年2月8日（水曜日）	
(2) 新株予約権の総数	670,000個（新株予約権1個につき100株）	
(3) 発行価額	総額15,410,000円（新株予約権1個につき23円）	
(4) 当該発行による潜在株式数	67,000,000株	
(5) 資金調達の額	内訳	
	新株予約権発行による調達額	15,410,000円
	新株予約権行使による調達額	1,340,000,000円
(6) 行使価額	20円	
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による	
	MMXXベンチャーズ・リミテッド	335,000個
	EVO FUND	335,000個
(8) その他	<p>上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における本第三者割当に係る議案の承認を条件としております。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、発行要項において定められた譲渡制限により会社法に基づく当社の取締役会の承認を要しますが、本新株予約権買取契約において、本新株予約権割当予定先から本新株予約権の譲渡の承認を求められた際には、当社は合理的な理由のない限り譲渡を承認する旨規定する予定です。なお当社が本新株予約権の譲渡承認を行った場合には、譲渡の対象となる本新株予約権の数や譲渡先の概要について、速やかに開示いたします。</p> <p>本新株予約権には、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日（取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ）連続して50円を上回った場合には当社取締役会の決議により当社が残存する本新株予約権の全部または一部を取得することのできる取得条項が付されています。</p>	

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の背景、目的及び理由

① 当社の現状

当社グループは、2013年4月以降ホテル事業を行っております。かつては音楽ディストリビューション事業及び飲食事業も行っておりましたが、まず音楽ディストリビューション事業については、2016年12月21日付「ホテル事業の推進と更なる事業拡大を目的とした音楽ディストリビューション事業の売却方針の決議に関するお知らせ」及び2017年1月31日付「（開示事項の経過）子会社の異動（株式譲渡）及び音楽ディストリビューション事業の売却に関するお知らせ」のとおり当社グループにおいて音楽ディストリビューション事業を行っていた当社の連結子会社であったダイキサウンド株式会社の株式の全てを株式会社トラストホールディングスに売却したことにより2017年2月をもって終了しました。また飲食事業については、2016年1月29日付「飲食事業の譲渡に関するお知らせ」、2016年2月29日付「（開示事項の経過）飲食事業の譲渡に関するお知らせ」、2016年3月25日付「（開示事項の経過）飲食事業の譲渡に関するお知らせ」、2016年4月28日付「（開示事項の経過）飲食事業の譲渡に関するお知らせ」及び2016年6月9日付「（開示事項の経過）飲食事業の譲渡及び子会社等の異動並びに資本業務提携の解消に関するお知らせ」のとおり当社グループにおいて飲食事業を行っていた当社の連結子会社であった株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下「RPF社」といいます。）並びにRPF社の子会社である株式会社キューズダイニング、株式会社スイートスター及びSweetstar Alia Limitedの株式の全てを株式会社フード・プラネット（以下「フード社」といいます。）に売却し、さらに2017年6月28日付「特別利益の発生に関するお知らせ」のとおりその後も保有していたフード社の株式全てを市場

にて売却したことにより 2017 年 6 月 30 日をもって終了しました。このため当社グループは 2017 年 6 月以降はホテル事業を専業としております。当社グループは、日本国内では東京都品川区五反田において、低コストで宿泊可能なバジェットホテルの分野に特化して事業を運営しております（当該ホテルにつき以下「五反田ホテル」といいます。）。

当社が以前に属していたレッドプラネットホテルズは、主に東南アジアにおいて高いブランド力及び営業力を有していることから、当社のホテル営業部門は主としてインバウンドの海外旅客者に注力してきました。しかしながら、新型コロナウイルスのパンデミックの拡大及びこれに伴う政府のインバウンド旅行に対する厳しい制限により、当社は過去 3 年近くにわたりインバウンド旅行の激減及び国内の厳しいホテル業界の現状を実感してまいりました。

この結果、当社グループは 2020 年度以降、継続して営業損失、経常損失及び営業キャッシュフローのマイナスを計上（2020 年度及び 2021 年度の各数値は、それぞれ、△1,396,504,000 円、△1,425,105,000 円（営業損失）、△2,187,900,000 円、△1,230,727,000 円（経常損失）及び△565,914,000 円、△529,344,000 円（営業キャッシュ・フロー））しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しています。前事業年度末である 2021 年 12 月 31 日時点において 414 百万円であった現金及び預金は、2022 年 6 月 30 日時点では 216 百万円まで減少しており、2022 年 11 月 30 日時点における額は約 34 百万円となっております。このため当社は運転資金すら親会社である EVO FUND 及びグループ会社の EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表取締役：宮下和子。以下「EJAM」といいます。）からの借入により賄っている（借入の詳細につきましては、2022 年 8 月 1 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 8 月 2 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 8 月 2 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 9 月 15 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 9 月 29 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 10 月 25 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 11 月 28 日付「資金の借入に関するお知らせ」、2022 年 11 月 30 日付「資金の借入の返済状況に関するお知らせ」及び 2022 年 12 月 27 日付「資金の借入金の返済期日の変更に関するお知らせ」をご覧ください。）状況であり、加えて上記の通り継続して赤字が続いていることから新規の銀行融資を受けることはできず、社債についても信用力がないことから引受先を見つけることは極めて困難です。また当社の会計監査人は当社財務諸表につき意見を表明しておりませんが、これは今後最低でも 12 か月は存続できるだけの資金手当ての目処（なお、当該資金の額としては 12 か月間の必要運転資金額である 3 億円を見込んでいます。）が立っていないことに起因しており、十分な資金調達さえできれば意見を表明して頂ける見通しです。従って当社の存続及び監査意見の表明のためにまとまった額の資金調達が必要不可欠であり、上記の通り負債性の資金調達が不可能な以上資本金性の資金調達とせざるを得ません。さらに、当社の会計監査人によると赤字が継続している限りは継続企業の前提に関する重要な疑義を解消することはできないとのことであり、当社の事業を安定的かつ継続的に黒字を達成する体質に変革することが必要です。

このような状況下、当社は、経営の再建が困難と考えられる日本国内のリース契約により運営しているホテルやタイにおけるホテルの運営を終了するなどして、ポートフォリオの見直しを進め、フィリピンで建設中のホテルについても売却を進めております。なお当該フィリピンのホテルの売却は建設を進めていた当社の連結子会社である Red Planet Hotels Manila Corporation（以下「Manila Corp」といいます。）株式の売却により行うことを予定しているところ、2022 年 7 月 28 日付「当社連結子会社株式の売却に関する覚書締結のお知らせ」のとおりポラリス・ホールディングス株式会社（以下「ポラリス」といいます。）との間で Manila Corp 株式の売却について覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結いたしました。しかしながら、2022 年 9 月 30 日付「（開示事項の経過）当社連結子会社株式の売却に関する覚書締結のお知らせ」のとおり本覚書の期限である 2022 年 9 月 30 日になってもポラリスとの間で株式売却の条件について合意できず、また株式売買契約締結の前提条件となっていた Manila Corp への融資を行っているアジア・ユナイテッド・バンクの書面による事前の同意も得られなかったため、同日をもって本覚書は失効し、Manila Corp は現時点においても当社の連結子会社であります。なお当社は、引き続きポラリスに Manila

Corp 株式を売却する意向であり、ポラリスの親会社であるスターアジアグループと当社取締役との間で協議を開始しておりますが、現時点において決定している重要な事実はございません。また 2022 年 9 月 27 日付「当社ホテルの営業終了に関するお知らせ」のとおり 2022 年 9 月 30 日をもって営業を終了した札幌所在のホテル「レッドプラネット札幌すすきの南」についても市場価格を反映した価格で売却するべく不動産仲介業者を通じて売却を進めておりますが、現時点において決定している重要な事実はございません。かかるホテル資産の処分は当社事業の方向性に重大な影響を与えております。また当社は、2021 年度から販売費及び一般管理費も見直して徹底的なコスト削減を図っており、引き続きさらなる販売費及び一般管理費の削減を行っていく予定です。

上記のとおりパンデミックを生き抜くために当社の運営状況の改善を図ってまいりましたが、ホテル事業については事業縮小による売上の減少により、上記のとおり少額の手元資金だけでは立て直すことができないため現状のままでは先細りが避けられず、新たな事業分野に進出し、成長と安定のための投資を行っていく必要性を認識しております。なお、五反田ホテルについては下記②に記載のとおり WEN Tokyo に改装後もホテル設備は残すためホテル事業は継続いたします。ただし新たなホテルを運営するなど当該縮小後の五反田における事業を超えてホテル事業を拡大する予定はありません。

② 新規事業の方向性

当社経営陣は、世界経済、マクロ市場及び成長の可能性のある分野を検討するとともに、EVO FUND LLC が当社普通株式及び第 5 回新株予約権を対象として 2022 年 9 月 16 日まで行っていた公開買付けの結果新たに当社の親会社となった EVO FUND（ただし、当該公開買付けが終了した直後のタイミングであるため直ちに多くの当社株式を引き受けることは当社に対するエクスポージャーを過大にしました保有株式の希薄化を招くため難しいとの理由から本資金調達において新株の引受けを行わないため、本資金調達に基づく本新株式の発行後は当社の親会社には該当しなくなります。）がもたらすビジネス機会についても検討しました。当社取締役会及び経営陣は、高い成長の見込まれる分野に進出することにより、当社を新たなより良い方向へ舵を切ることに集中しました。そして、現在の経営陣の金融及び起業における知見並びに当社のホテル事業における顧客対応及び不動産開発の経験に鑑みて慎重に検討した結果、当社経営陣は急成長している Web 3 及びメタバース分野に進出することが最適であると判断しました。これは、メタバース（仮想空間）においても顧客に対してお金と時間を使ってくれるような価値及びコンセプトを提供する必要があるところ、ホテル事業及び不動産開発は顧客のニーズを汲み取ったうえでアイデアを現実にするべく資本と開発チームを投下する点において類似性があるためです。また、当社の新たな親会社グループ（以下「EVO グループ」といいます。）は、事業を買収した上で必要資金を投入し投資先企業の事業を転換または強化する豊富な経験を有しています。当社の親会社である EVO FUND 及び EVO グループは、国内外において多種多様な金融取引の実績があるため、同グループとの協業は当社新規事業を推進するにあたり有益であると考えており、現時点で具体的に決まった案件はないものの、同グループからは、今後、当社新規事業のサポートをする意向がある旨を口頭で伺っております。なお、本新株割当予定先及び本新株予約権割当予定先である MMXX ベンチャーズ・リミテッドは、新規事業に関与しまたは支援する予定はなく、当社から事業パートナーまたは投資家の紹介を依頼する可能性はあるもの現時点で具体的に予定しているものではありません。また、当社は新たな事業計画を実行するのに必要な人材を採用しました。具体的には、デジタル資産の取引、Web 3 及びメタバースにかかるプロジェクトの開発及び実行、Web 3 及びメタバース事業を行う企業に対する戦略的投資につき豊富な経験を有する人材（前職等においてメタバース事業の経験を有するニュージーランド人、アメリカ人、オーストラリア人及びイタリア人の 4 名を含みます。）が経営陣及びアドバイザーとして新たに当社に加入しました。かかる新規人材はまた Web 3 にかかる技術、ゲーム化及び開発に国際的な経験を有しています。かかる EVO グループの支援及び新たな人材により、当社経営陣は今後 Web 3 分野において国境を越えた協業及び共同事業を実行できるものと考えています。Web 3 は急速に発展している分野であるため、新たな参入者であっても正しい人脈及び資本を有していれば確かな事業を立ち上げることができます。当社は、

当社の顧客対応及び開発の経験並びに EVO グループの金融、革新及び技術の分野における人材により、当社はかかる新たな事業分野に進出するのに適していると考えています。

ブロックチェーン、メタバース及び Web 3 というコンセプトは、企業、投資家及び消費者の取引、価値創造及び我々が住む世界の見方を根本的に変えました。ブロックチェーン技術は価値創造、取引及び限界のないデジタルの世界において希少性を創り出すための非中央集権的な手段を提供します。主力アプリケーションの開発に伴いブロックチェーンは急速に普及しており、一般の消費者もメタバースの一部を所有し経験することに興味を持つようになってきています。例えば、2017 年に運営開始のディセントラランド (Decentraland) について以下のエピソードが存在します。

- 運営開始時において仮想空間内の「土地」は 20 ドル以下、MANA と呼ばれるトークンは 0.02 ドルで売られていた。
- 最初の「都市」であるジェネシス・シティ (Genesis City) は 90,601 区画の土地に分けられていた。
- 2021 年の高騰時には、土地は 6,000 ドルから 100,000 ドルで取引さされていた。
- フェイスブックがメタに名称変更するなどのニュースの後には、MANA が 5.79 ドルで取引引きされることがあった (2022 年 12 月 27 日時点での取引額は約 0.32 ドル)。
- 2021 年後半から 2022 年前半にかけて、サムスン、アディダス、アタリ、PwC 及びミラー・ライトといった有名ブランドがディセントラランドに進出または「物件」を購入し、サザビーズはメタバースにおける初めてのオークションを開催した。
- 2022 年 3 月に、ディセントラランドにおいてメタバース・ファッション・ウィークが開催され、ドルチェ&ガッバーナ、トミーヒルフィガー、エリー・サーブ、ニコラス・カークウッド、ペリー・エリス、イミテーション・オブ・クライスト及びエスティ・ローダーといった有名アパレルブランドが参加した。

Web 3 及びメタバース事業は参入障壁が低く巨額の資金も要しないことから、新規事業者にも大きな可能性があります。事業の成功の鍵は、革新的な技術、オンライン空間においてコミュニティーを創出する能力及び将来を見据えたビジネスモデルを実現する能力にあります。当社は、消費者が求める Web 3 にかかる知的財産権及びサービスを生成し提供しますが、同時に第三者が当社が提供する NFT 取引プラットフォームその他のツールを用いて Web 3 にかかる知的財産権及びサービスを生成することを期待します。当社は適切な人材を採用し適切な外部企業と協業して Web 3 にかかる知的財産権及びサービスを生成し提供する能力を強化することにより、Web 3 及びメタバースにかかるコンテンツ及びプラットフォームの双方を提供して価値を創造し持続性可能な成長を実現することのできる同業界における主要プレーヤーになることができると考えています。

Web 3 及びメタバース事業に必要なのは巨額の資金ではなく、海外で実証済みの技術を日本において応用することです。当社は、Web 3 の最先端の設計者及び開発者を活かした日本市場向けのメタバース戦略を採用します。

当社は、Web 3、技術革新、商品開発及び金融の専門家を有しており、伝統的な金融、技術革新、企業、ウェブ開発、ブロックチェーン及びデジタル資産を含む Web 3 並びにメタバースにまたがる知見を有する専門家チームを社内にもそろえることができました。また、親会社の変更により離脱したレッドプラネットホテルズに由来する「レッド・プラネット」を社名から外すと同時に Web 3 及びメタバースを主力事業とする当社の新たな事業形態を端的に示すために、当社は本臨時株主総会における承認を条件に社名を「株式会社メタプラネット」に変更することを予定しています。なお、2022 年 9 月 27 日付で開示しております「子会社の設立に関するお知らせ」(以下「子会社設立プレスリリース」といいます。)にて設立をお知らせした同名の株式会社メタプラネットは商号確保のために設立したものであり現時点において事業を行っておりません。本臨時株主総会による承認を受けて当社の社名を変更した後に解散することを予定ですが、正式に決定したものではありません。

当社は、Web 3 及びメタバースに特化した開発企業を目指しますが、デジタルインフラプロジェクト及び各種デジタル資産への投資も行うことを計画しています。当社は、ブロックチェーン及びデジタル資産を含む Web 3 及びメタバース分野への投資を通じてこれらの分野との繋がりを深化させることを考えています。

かかる事業転換は当社及び当社株主に Web 3 及びメタバースへの独自の投資機会をもたらし、当社の成長が見込まれます。

当社を新たな成長の軌道に乗せるために、当社はホテル事業における顧客対応及び不動産開発の経験を、デジタルに注力する新たな事業に統合させます。新型コロナウイルスのパンデミックがホテル業界全体の将来を変えてしまったため、当社は、ホテル業界に危機をもたらすマクロレベルのリスクが将来また発生する可能性及び需要による限界がある中で加熱しているホテル業界の現状に鑑み、ホテル專業の現在の事業形態から業態転換することを決断いたしました。現実世界の顧客対応能力にデジタルの知見を加え、当社の人脈、経験及び新たに結成したチームを顧客、パートナー及び株主にとっての価値を創造するために最大限活用することにより、当社はブロックチェーン、Web 3 及びメタバース関連のあらゆる事柄にとって必須の上場企業となり、ひいては急速な成長及び早期の利益化を実現することができるものと考えています。

③ 新事業の立上げにあたって

②にて述べた業態転換により、当社は、世界的なトレンド、売上及び利益の可能性、当社が新たに採用した人材及び EVO グループのネットワークにふさわしいメタバース関連の事業を主たる収益源とすべく注力いたします。これには Web 3 及びブロックチェーンのサービス及び製品が含まれます。当社の業務遂行能力を拡大することにより、かかる新たな収益源を成長させることができるものと考えています。また、当社の投資資金を長期にわたるプロジェクト及び短期的な収益機会の双方に投入していきます。

当社の最終的な目標は、「未来の総合商社」になることです。日本において大企業である総合商社は、プライベート・エクイティ投資と事業運営の双方を行うコングロマリットと言えます。総合商社は、相乗効果のある事業及び世界的なサプライチェーンを組み合わせることにより利益を上げています。また時間、資金及び経験を成長産業及び長期的に安定した市場の双方に投入することにより、複雑な取引を仲介しています。当社もまた、技術革新及び金融におけるベストプラクティスを当社の開発及び顧客対応の経験と掛け合わせ、伝統的な金融、技術革新、企業、ブロックチェーン及びメタバースの分野において長年の経験を有する国際色豊かな専門家チームを活用することにより、日本における有望な Web 3 事業の基礎を築いてまいります。この新たな事業において、当社は総合商社のようにバリューチェーン全体にわたって投資を行い、市場に提供できる新たな商品を開発します。当社は、解決策を提供することに集中し、必要に応じてその分野における起業家及び企業と協業します。これには海外の革新的技術及び新規事業を日本に紹介すること、及び日本のアイデア及びベストプラクティスを Web 3、メタバース及びブロックチェーンに関するアイデア及びコンセプトに応用することを含みます。

日本の市場及び消費者はメタバース、Web 3 及びブロックチェーンを発展させるのに必要な基本的な技術及び経済力は有しているものと考えられますが、グローバルなデジタル世界のコミュニティは概ね日本と統合されることなく形成されてきました。規制及び商業的な困難性並びに言語及び文化的な障壁が主たる要因として考えられ、これらは世界的な発展の機会が日本に持ち込まれるのを妨げてきました。

もっとも、かかる困難にもかかわらず、日本市場も追いつきつつあります。例えば、東京における NFT 関連のイベントが数千人の参加者を集め、全国の自治体が地域のデジタル経済をテーマにした提案を競った大会において、日本政府は受賞者の 7 人の市長に NFT 証明書を発行しました。日本市場はようやく世界的な潮流と同方向に動き始め、かかる動きは他の市場と比べて遅いながらも広い支持を集めています。例えば岸田首相は Web 3 サービスの利用拡大に向けた取り組みを進めるとの考えを表明されています。

メタバース、Web 3 及びデジタル世界はブロックチェーンを利用して拡大しますが、消費者は依

然として現実社会において生活し、仕事をし、経験を積んでいます。このため、消費者及び投資家はブロックチェーン関連の資産を投資及び価値創造物として見ますが、同時に日々の生活必需品及びほとんどの裁量支出の支払を円や米ドルといった法定通貨により行います。かかる行動は、消費者に銀行口座及びクレジットカードを用いてブロックチェーンに基づく資産及び機会をスムーズに取引し、これらに加えて現実世界における所在地及び経験をメタバースがもたらし拡張するデジタル経験及び環境と統合する需要をもたらします。これは現実世界における顧客対応及び顧客満足に関する経験及び学びをデジタル経験に応用しようと考えている当社にとって重要な視点です。

かかる需要は製品を開発し経験を提供する解決策だけではなく、人々が容易かつ安全に使えるインフラ、プラットフォーム及び市場を必要とします。当社はホテル事業及び不動産開発における経験並びにメタバース、Web 3 及びブロックチェーンに関する知見により、これらを提供することができるものと考えています。

かかる事業構想を実現するために、当社は以下の3つの事業領域に注力します。

- コンサルティング事業

Web 3 及びメタバースにおける事業の拡大を望む事業者並びに海外の企業及び起業家の日本進出（または日本の企業及び起業家の海外進出）向けのコンサルティング及び事業化支援ビジネスです。

- 投資事業

定期的な収益またはキャピタルゲインの可能性をもたらす有望な Web 3 及びメタバースにかかる企業及びプロジェクト並びにデジタル資産（NFT、トークン及び日本において取引可能な暗号通貨を含みます。）に投資します。多くの場合、当社は資金に加えて、当社のリソース及び経験を提供します。EVO グループのネットワークにより、当社は日本及び海外における有望な企業への投資機会を知り得る立場にあります。なおこれらはベンチャーキャピタル型の初期ステージの投資であるため短期的な収益化は見込んでおりません。また、現時点において具体的に投資を検討している案件がありますが、投資先と交渉中であり法務・財務のデューデリジェンスも実施していないため開示できる事実はありません。

- コア事業

Web 3 及びメタバースの製品及びサービスの提供による成長を目指す事業です。具体的には、五反田のホテルを不動産開発の経験及び NFT 関連事業を活かしてメタバースの拠点・会員クラブに再構築し、従来のホテル事業の資産から価値を創造するプロジェクトである「WEN Tokyo」、日本の芸術家及び職人が日本のアートと結びついた NFT を作成し NFT の取引及び各種イベントを通じて職人気質に基づくコミュニティを創設する「Takumi-X」、並びに容易に NFT を作成及び取引することのできるプラットフォームの開発・運営を予定しています。

当社は、上記事業を一体として推進することにより短期的な売上計上及び利益化の可能性とともに、長期的な売上拡大及び経営の安定化がもたらされるものと考えています。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本株式及び本新株予約権を割り当て、本新株予約権については割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権買取契約において、本新株予約権行使の確約等の条項は付されておらず、行使は割当予定先の判断によります。ただし、本新株予約権には、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して 50 円を上回った場合には当社取締役会の決議により当社が残存する本新株予約権の全部または一部を取得することのできる取得条項が付されているため、当社普通株式の取引所における株価が 50 円を上回って推移する状況において本新株予約権が積極的に行使されることが期待できます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達背景、目的及び理由」に記載した資金調達の目的に適合する資金調達の方法を検討していましたが、本資金調達の特徴及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本新株式の発行により当初の発行時点で一定の資金を調達できるとともに、本新株予約権を組み合わせることで株式の第三者割当のみで調達のできる金額に比べて調達金額を増額させることができるというメリット及び本新株予約権には行使の確約条項が付されておらず、当社の株価推移によっては行使がなされない、または行使が進まなくなる可能性があること、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却することにより、当社普通株式の株価が下落する可能性があることなどのデメリットを含め、総合的に判断し、本資金調達を採用することを決定しました。

(4) 本資金調達の特徴

- ① 発行時に一定の資金調達が可能
本新株式の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することが可能です。
- ② 行使価額及び対象株式数の固定
本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定（67,000,000株）されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ③ ロックアップ条項
本株式割当予定先の全てが、本新株式の割当後6カ月間の間割当をうけた本新株式を譲渡しないことに同意しており、その旨本株式買取契約において定められる予定です。
- ④ 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性
本新株予約権の行使価額は固定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。
- ⑤ 株式価値の希薄化
本新株予約権の行使価額は、現状における当社株価に比して低く設定されており、相応の株式価値の希薄化が生じることとなります。

(5) 他の資金調達方法

資金調達にあたり、他の方法による資金調達も検討しましたが、下記の理由から本資金調達を行うことが、当社の財務基盤の強化につながり、「(1) 資金調達の背景、目的及び理由」に記載した業態転換による中長期的な企業価値向上に資するものであり、当社及び当社株主の皆さまにとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。

- ① 負債での資金調達
昨今の新型コロナウイルス感染症の影響、エネルギー危機、世界的なインフレ進展などにより世界経済全体の不確実性が高まっている現状においては、金融機関からの借入、社債及び新株予約権付社債などの負債性の調達ではなく、長期かつ安定的な資金である資本性の資金を調達すべきであると判断しました。また継続企業の前提に重大な疑義が生じている当社が調達しうる負債性の資金の額は限られており、調達できたとしても負債性の資金は当社の財務基盤の強化にはつながりません。
- ② 公募増資・株主割当増資
公募増資や株主割当増資については調達コストが相対的に高まることや手続の準備にかかる期間が長期化すること等も考慮し、適切でないと判断しました。
- ③ 新株式または新株予約権のみの第三者割当
新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の当社の財務状況に鑑みて当社が必要とする資金全額の引受先を確保することは困難です。他方において新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	2,505,410,000 円
本新株式の払込金額の総額	1,150,000,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	15,410,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,340,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	44,000,000 円
差引手取概算額	2,461,410,000 円

- (注)
1. 上記払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
 2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の総額及び差引手取概算額は減少します。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本臨時株主総会開催関連費用 1 百万円、登記費用 5 百万円、弁護士費用 25 百万円、評価算定費用 2 百万円、証券代行業社費用 5 百万円及びその他諸経費 6 百万円の合計であります。
 4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当により取得する資金の使途は次のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)			支出予定時期
	本新株式	本新株予約権	合計	
① 運転資金	200	400	600	2023年2月～ 2024年12月
	40	290	330	
② コア事業における開発・運営・宣伝費	40	150	190	2023年2月～ 2025年12月
	40	150	190	
③ コンサルティング事業にかかる人件費	296	474	770	2023年2月～ 2025年12月
	296	474	770	
④ 投資事業にかかる投資原資	530	41	571	2023年2月～ 2023年3月
	530	41	571	
⑤ 借入金の返済	1,106	1,355	2,461	
	1,106	1,355	2,461	
合計	1,106	1,355	2,461	

- (注)
1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
 2. 資金使途優先順位は①から順としますが、各項目の必要なタイミングに応じて柔軟に割り振ってまいります。
 3. 本新株予約権の行使期間は5年間であり、支出予定期間である3年間の間には行使による資金調達につき満額を調達できない可能性があります。しかしながら、事業環境も含め急速に変化していくことが予想される新規事業への必要資金額を現時点において正確に予想することは困難であり、また4年目以降の期間については事業収入により蓄積される内部資本により事業を運営することができるものと考えています。また本新株予約権の行使価額は現在の当社株価より低い価格に固定されており、今回の資金調達による事業転換により当社株価が上昇すればより行使が期待できるため、3年を待たずに行使が完了する可能性は十分あるものと考えています。上記支出予定期間内に満額の資金調達ができず事業資金が不足する場合

には借入など他の資金調達手段を検討いたします。

資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

① 運転資金

内部管理、人事、広報及び販売促進、営業・企画を含む支援部署及び新規事業を推進する部署の人的費、デジタル事業及び投資を管理運営するための体制整備にかかる費用などに 600 百万円（うち新株式 200 百万円、本新株予約権 400 百万円。なお新株式の手取金により充当する 200 百万円は当社の 8 か月分の想定必要運転資金額に該当します。）を充当します。

② コア事業における開発・運営・宣伝費

具体的には以下の事業を含みます。

● NFT 取引プラットフォームの開発

顧客が簡単に NFT を作成し、購入し、保管し、他の顧客に売却することのできる取引環境です。当社の提供する取引環境は、国内の顧客がこの新たに発展している市場において取引することを可能とするシンプルかつ安全なインターフェースを特徴とします。NFT プラットフォームの運営により、取扱開始時及び取引時の手数料収入を得られることに加えて、Web 3 にかかるコンサルティング事業への波及効果が見込まれます。かかるプラットフォームの開発資金（外部開発業者への委託費 60 百万円、セキュリティ費用 8 百万円、サーバー費用 20 百万円、法務コンプライアンス費用 10 百万円及びトークン監査費用 2 百万円）及び運営資金（広告宣伝費用 50 百万円及び顧客サポート費用 50 百万円を含みます。）として合計 200 百万円（うち本新株式 25 百万円、本新株予約権 175 百万円）を充当します。

● WEN Tokyo の開発

当社は、既存の五反田ホテルを未来志向及び技術重視のメタバースのビジネス拠点、会員クラブ及びホテルである WEN Tokyo に刷新します。WEN Tokyo は東京において成功を収めている六本木ヒルズクラブやアメリカンクラブといった会員クラブのビジネスモデルを踏襲しつつ、利用のために定期的な会費の支払に代えて原則として譲渡可能なユーティリティ NFT（保有者に対しイベントへの参加権や物品の早期購入を可能とするといった特別な参加権、権利または特典を付与する NFT）を購入する点に特徴があります。またこれらの既存クラブは基本的に娯楽施設ですが、WEN Tokyo は Web 3 及びメタバースに基づく体験を提供する点も特徴です。WEN Tokyo の開発資金は立ち上げ段階では当社が負担しますが、ユーティリティ NFT の販売収入により Web 3 及びメタバース関連の設備及び活動をより充実させていきます。「メタバース拠点」である WEN Tokyo は飲食コーナー、ラウンジ、展示施設、コワーキングスペース及びデジタルコンテンツを作成しメタバース機能を体感するための VR や AR といった施設を備えた完全装備の「インタラクティブ・ルーム」などから成ります。当社は WEN Tokyo を Web 3 及びメタバースに基づく今後の事業の出発点とします。当社は建造物のデザイン、再開発、宣伝、新しいメタバースの事業モデル及び宣伝に投資することにより、当社の運営する五反田ホテルを国内及び海外からの訪問客の新たな行先として完全に生まれ変わらせます。かかる再開発のためのコンセプトデザイン発注費用として 9 百万円、改装費用として 5 百万円、開業にあたってのイベント費用として 4 百万円及び NFT に関連する費用として 81 百万円（NFT 作成費用 5 百万円、広告宣伝費用 76 百万円の合計 81 百万円）の合計 100 百万円（うち本新株式 12 百万円、本新株予約権 88 百万円）を充当します。なお WEN Tokyo 事業の事業主体は、子会社設立プレスリリースにて設立をお知らせした当社連結子会社であるウェン東京合同会社となる予定です。また WEN Tokyo 事業の事業地である五反田ホテルは、下記⑤借入金の返済における表に記載のとおり東京スター銀行からの借入のために担保提供されており、同借入が返済されるまではホテル取得時に組成した信託スキームの受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社が所有しております。

● Takumi-X

日本の芸術家、クリエイター及び建築家が NFT を作成し世界に向けた販売することを目指すプロジェクトです。広告宣伝費用に 20 百万円、NFT 作成のための外部技術者及びプラットフォーム使用料に 5 百万円、販売及び顧客サポート要員の人件費に 5 百万円の合計 30 百万円（うち本新株式 3 百万円、本新株予約権 27 百万円）を充当します。

③ コンサルティング事業にかかる人件費

ブロックチェーン及び非中央集権的技術に不慣れな海外及び日本の企業にとって、Web 3 に関する事業戦略を作成することは困難が伴います。同時に、Web 3 の有効な解決策をもつ海外企業による日本市場への参入は困難を伴うことがあります。当社は①企業の Web 2 から Web 3 への移行、並びに②海外企業による Web 3 事業の日本導入及び日本企業による海外 Web 3 事業進出、を支援する専門家集団によるコンサルティングを提供します。かかる専門家集団は事業開発、営業及び企画チームから成り、企業の Web 2 から Web 3 への移行を支援するとともに、海外進出を目指す日本企業及び日本進出を目指す海外企業の架け橋となります。基礎的な戦略のコンサルティング及び企業向け商品を開発のうえ潜在的な顧客に対する販売を目指します。なお現時点において販売網はありませんが、販売網整備に向けて顧客候補との協議を開始しております。かかるコンサルティングの企画、立案、技術開発及び営業のための人件費に 190 百万円（うち本新株式 40 百万円、本新株予約権 150 百万円）を充当します。

④ 投資事業にかかる投資原資

ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ市場を通じて、Web 3、メタバース及びブロックチェーン技術における成長可能性をもつスタートアップ企業及び成熟企業に関わるデジタル資産に投資します。かかる投資資金として 770 百万円（うち本新株式 296 百万円、本新株予約権 474 百万円）を充当します。

⑤ 借入金の返済

金融機関または第三者からの既存借入の一部の返済に 571 百万円（うち本新株式 530 百万円、本新株予約権 41 百万円）を充当します。現在予定している本第三者割当の手取金による返済は以下の表に記載のとおりですが、借入先と合意済みのものではなく、最終的な返済期日及び返済額は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達背景、目的及び理由①当社の現状」に記載の札幌所在のホテル（以下「札幌ホテル」といいます。）の売却状況も踏まえて借入先と協議のうえ決定し、下記充当予定から変更があった場合には速やかに開示いたします。なお現時点において債務不履行となっている借入金はありません。

借入先	借入日	元本残高	返済期日	利率 (年率)	担保	返済額	返済後 残高
東京スター銀行 (注2、3)	2015年7月31日	661,548,319円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	五反田 ホテル	22,466,666円	—
東京スター銀行 (注2、3)	2017年4月28日	868,801,681円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	札幌ホ テル	22,466,666円	—
東京スター銀行 (注2、え)	2019年10月11日	536,342,000円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	五反田 ホテル 及び札 幌ホテ ル	22,466,668円	—
EJAM (注4)	2022年3月18日	30,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	30,000,000円	—
EJAM (注4)	2022年4月26日	132,500,000円	2023年2月28日	3.00%	無	132,500,000円	—

EVO FUND (注4)	2022年7月29日	118,820,000円	2023年2月28日	3.00%	無	118,820,000円	^
EVO FUND (注4)	2022年9月15日	157,000米ドル (約22,308,000円)	2023年2月28日	3.00%	無	22,308,000円	—
EVO FUND (注4)	2022年9月29日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	—
EVO FUND (注4)	2022年10月25日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	—
EVO FUND (注4)	2022年11月28日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	—
EVO FUND (注5)	2022年12月中	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	

注1 上記借入れのうち東京スター銀行からの借入れ（以下「東京スター借入れ」といいます。）は当社が運営しまたは過去に運営していたホテルの建設資金のために借り入れたものであり、全額ホテル建設資金に充当済みです。EJAM 及び EVO FUND からの借入れは全て運転資金として借り入れたものであり、全額運転資金に充当済みです。

2 東京スター借入れは、貸付人である東京スター銀行及び借入人である当社の連結子会社であるチェーン那覇沖縄匿名組合の営業者であり当社の運営するホテル取得の資金調達のために設立した SPC である合同会社 FORTUNE ONE との間で締結された以下の6本の契約に基づくものです。

- a. 2013年5月15日付で締結された、東京スター借入れの基本条件を定める金銭消費貸借基本契約書
- b. 2013年5月15日付で締結された、那覇前島らつくすホテル（以下「那覇ホテル」といいます。）の取得資金の貸付条件（貸付金額：530,000,000円、貸付実行日：2013年5月17日、返済期日：2018年5月17日、スプレッド：2.0%、担保：那覇ホテル）を定める追補契約①
- c. 2013年7月29日付で締結された、五反田ホテル及びレッドプラネット浅草東京（以下「浅草ホテル」といいます。）の取得資金の貸付条件（貸付金額：3,495,000,000円、貸付実行日：2015年7月31日、返済期日：2022年7月31日、スプレッド：1.5%、担保：五反田ホテル及び浅草ホテル）を定める追補契約②
- d. 2017年4月26日付で締結された、札幌ホテルの取得資金の貸付条件（貸付金額：1,500,000,000円、貸付実行日：2017年4月28日、返済期日：2022年7月31日、スプレッド：1.9%、担保：札幌ホテル）を定める追補契約③
- e. 2019年10月9日付で締結された、五反田ホテル及び札幌ホテルの取得資金の貸付条件（貸付金額：552,000,000円、貸付実行日：2019年10月11日、返済期日：2022年7月31日、スプレッド：1.5%、担保：五反田ホテル及び札幌ホテル）を定める追補契約④
- f. 2022年7月29日付で締結された、追補契約②、③及び④に基づく貸付の条件のうち、返済期日を2023年1月31日、スプレッドを2.5%にそれぞれ変更する金銭消費貸借基本契約書変更契約書

なお、2018年2月27日付「ゴールドマン・サックスとの不動産セールアンドリースバック取引に関するお知らせ」で開示した浅草ホテル、那覇ホテル及びレッドプラネット名古屋錦の不動産信託受益権をゴールドマン・サックスが設立した合同会社に対する売却したことに伴い、追補契約①に借入の全部、追補契約②に基づく借入れの一部、追補契約③に基づく借入れの一部については2018年3月16日付で期限前返済しており、上記表の「元本残高」は現時点での元本残高です。

3 東京スター借入れは札幌ホテルの売却資金をもって完済することを目指しており、返済期限である2023年

1月29日までに残存債務以上の額で売却できた場合には当該売却代金をもって弁済し、本第三者割当の手取金は充ちたしません。売却が返済期限に間に合わない場合には、東京スター銀行と協議のうえ返済期日を札幌ホテルの売却が完了するまで延期し、売却代金をもって返済（さらに当該売却代金が残存債務の額に満たない場合には、上記表の「返済額」の欄に記載の金額を上限として本第三者割当の手取金を不足額に充ち（東京スター借入れの返済に本第三者割当の手取金を充ちする最大額である67.4百万円を3等分しておりますが、実際には残存する3本の東京スター借入れを一括して弁済します。))することを予定しておりますが、東京スター銀行には札幌ホテルの売却及び本第三者割当の進捗状況について随時報告しており、当社の資金繰りに支障を来すことなく合意できるものと考えております。なお、上記表の「返済後残高」については札幌ホテルの売却資金も返済に充ちることにより完済を想定していることからゼロとしています。東京スター借入れの弁済に本第三者割当の手取金を充ちする額が67.4百万円を下回った場合の余剰額は、当社の運転資金に充ちたします。

- 4 2022年12月27日付「資金の借入の返済期日の変更に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、EJAM及びEVO FUNDからの借入のうち2022年12月31日を返済期限としていたものについては、両社との合意に基づき返済期日が2023年2月28日に延期されました。
- 5 当社の運転資金に充ちするため2022年12月中旬にEVO FUNDから50,000,000円の借入を行う予定です。上記は現在想定している条件であり決定次第速やかに開示いたします。なお当該借入を行わなかった場合には当社の運転資金に充ちたします。

なお、前回の資金調達である2019年7月25日を払込期日とする第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行（詳細については、2019年7月9日付「第三者割当による新株式の発行、第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご覧ください。）における当初の資金使途及び資金の充ち状況は以下のとおりです。

① 当初の資金使途

新株式

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
i.ホテル事業の事業拡大に伴う運転資金（国内）への充ち	39	2019年7月～2020年12月
合計	39	

第8回新株予約権

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
i.国内ホテル事業に係る合弁事業への資本拠出	456	2019年7月～2020年12月
ii.ホテル事業の事業拡大に伴う運転資金（国内）への充ち	72	2019年7月～2020年12月
合計	528	

② 実際の資金の充ち状況

具体的な使途	金額（百万円）	
i.ホテル事業の事業拡大に伴う運転資金（国内）への充ち	106	うち第8回新株予約権行使による手取金は67百万円
ii.国内ホテル事業に係る合弁事業への資本拠出	0	
合計	106	

「国内ホテル事業に係る合弁事業への資本拠出」は具体的にはグリーンオーク社との国内ホテル事業に係る合弁事業への資本拠出を予定していたものですが、新型コロナウイルスの感染拡大によりホテル事業については新規投資を中断し既存ホテルについても営業終了となったため支出が不要となりました。このため第8回新株予約権については行使期間終了前に新株予約権者であるEVO FUNDと合意のうえ自発的に消滅させ、グリーンオーク社との合弁事業についても広島での協業1件にとどまりその後解消しています。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達する資金を運転資金、借入金返済及び新規事業資金に充当することで、当社の財務体制を強化するとともに当面の運転資金を確保したうえで新規事業による当社の業態転換及び事業拡大を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株式及び本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

また、今回の資金調達は当社にとって必要不可欠なものである一方、大規模発行であり、既存株主の皆様には希薄化による影響を与えるものでありますが、安定的な事業運営を行うための運転資金を確保するとともに今後の成長のために積極的な投資を行えることとなることにより、中長期的にはこの希薄化を補う株式価値の向上につながり、株主の皆様利益に資するものと考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しました。

なお、当社取締役サイモン・ゲロヴィッチ氏、王生貴久氏及びマーク・ライネック氏については、本株式割当予定先に含まれることから本第三者割当につき会社法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当するものと考えられるため本第三者割当を承認する取締役会の決議に加わっておりません。また、サイモン・ゲロヴィッチ氏の二親等以内の親族である当社取締役サム・ゲロヴィッチ氏についても、本第三者割当につき会社法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を完全に否定することができないことから、保守的に考えて本第三者割当を承認する取締役会の決議に加わっておりません。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

当社は、本株式割当予定先との間で本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、本新株式の発行価額を 1 株あたり 20 円に決定いたしました。当該価格を採用したのは、当社として、直近における株価が当社の実態をより適切に表していると考えられるところ、本第三者割当により当社株式の大規模な希薄化が生ずることから当該直近の株価を出発点に、これに相当のディスカウントをすることが合理的であると判断したためです。かかる発行価額は、当該取締役会の開催日の直前営業日である 2022 年 12 月 27 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）47 円に対しては 57.45%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 か月間の終値平均である 50.36 円に対しては 60.29%のディスカウント、当該直前取引日までの 3 か月間の終値平均である 50.06 円に対しては 60.05%のディスカウント、当該直前取引日までの 6 か月間の終値平均である 50.73 円に対しては 60.58%のディスカウントとなっております。なお本株式割当予定先には当社取締役も含まれるところ、当社取締役である本株式割当予定先については、取締役としての経営責任に鑑み発行価額を高く設定すべきとの立場も考えられますが、当該取締役もあくまで割当予定先として自己資金を投じて本新株式を引受ける点において他の本株式割当予定先と異なること、上記のとおり本第三者割当の希薄化の規模からすれば 20 円という本新株式の発行価額は合理的であると考えられること、及び割当予定先の属性によって発行条件を異なるものとししないことが通例であること、から取締役である本株式割当予定先についても他の本新株式割当予定先と同一の発行価額としました。もっともこの点も含めて本第三者割当の可否につき本臨時株主総会において当社株主のご判断を仰ぎたいと考えております。

よって、本新株式の発行価額（1 株あたり 20 円）は、会社法第 199 条第 3 項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様承認を得ることを予定しております。

③ 本新株予約権

当社は、本新株予約権の評価について東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権買取契約を考慮したうえで、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式株価（2022 年 12 月 27 日の終値 47 円）、権利行使価額（20 円）、ボラティリティ（53.71%）、権利行使

期間（5年間）、リスクフリーレート（0.285%）、配当率（0.00%）、市場リスクプレミアム（8.6%）、対指数 β （1.162）、クレジット・コスト（116.68%）、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額（23円）も参考にしうえて、本新株予約権割当予定先との間で本新株予約権の払込価額について協議を重ねた結果、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額の23円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務同項、株価動向を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と協議した結果、本新株式の払込金額と同額の20円といたしました。

上記のとおり本新株予約権の払込金額は、当社及び本新株予約権割当予定先との取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が本取締役会開催日の前取引日（2022年12月27日）に至る当社普通株式の株価も含めた様々な要素を考慮しうえて算出した本新株予約権の評価額（23円）と同額にしております。しかしながら、本新株予約権の価値は当社普通株式の株価の変動によって変化していくものと考えられるところ、本第三者割当の公表により当社普通株式の株価が大きく変動する可能性があり、かかる将来の当社普通株式の株価の変動可能性を過去の当社普通株式の株価及びそのボラティリティの限度でしか考慮していない評価額と本新株予約権の払込価額が同額であることをもって、本新株予約権の払込価額が本新株予約権割当予定先にとって「特に有利な金額」ではないと言い切ることに疑問なしとしません。このため株主の皆さまの意思を確認することが適切であると考え、念のため、本臨時株主総会での会社法第238条第3項に基づく有利発行に基づく株主総会の特別決議による承認を条件として本新株予約権を発行することといたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による新規発行株式数 57,500,000 株（議決権数 575,000 個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 67,000,000 株（議決権数 670,000 個）を合算した株式数は 124,500,000 株（議決権数 1,245,000 個）です。これらは、2022年11月30日現在の当社発行済株式総数 57,192,187 株（議決権数 570,088 個）に対して、217.69%（議決権ベースでは 218.39%）に相当し、当社普通株式に相応の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本資金調達により当社の財務体制を強化するとともに当面の運転資金を確保しうえて新規事業による当社の業態転換及び事業拡大を実現していく予定であることから、本資金調達によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は 403,587 株であって、本新株式に加えて本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 124,500,000 株の 0.32%であります。本新株式及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 124,500,000 株を本新株予約権の行使期間である5年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日あたりの株式数は 101,633 株となり、上記1日あたりの平均出来高の 25.18%となります。

株式の希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要（EVO FUNDは2021年12月31日現在。その他は2022年12月28日現在）

① 本新株式

本新株式割当予定先は、外部投資家（シュモンク・リミテッド、マシアス・デ・テザノス氏、パネフリ工業株式会社、グリット・ヴァン・ウィングルデン氏、テナシアス・ティグレス・リミテッド、ピヤジット・ルカリヤポン氏、リン・コック氏、ハリス・ノルディン氏及び山口聡一氏）、本臨時株主総会において選任予定の当社取締役候補者（デビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏）並びに当社経営陣並びにその関連会社及び親族（MMXX ベンチャーズ・リミテッド、サイモン・グロヴィッチ、マーク・ライネック、王生貴久及びニナ・グロヴィッチ氏）の3つのグループに分かれ

ております。

a. 外部投資家

(1) 名 称	シュモンク・リミテッド (Schmonk Limited)	
(2) 所 在 地	Palm Grove House, PO Box 438 Road Town Tortola, British Virgin Islands	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 フィロメナ・ベン	
(4) 設 立 根 拠 等	ブリティッシュ・バージン諸島会社法	
(5) 組 成 目 的	債券、株式の取引、ファイナンス、不動産取引、ベンチャー・キャピタル投資、プライベート・エクイティ投資及び事業の売買	
(6) 組 成 日	2017年2月10日	
(7) 出 資 の 総 額	開示を求めましたが、割当予定先より非公開企業でありこれまで開示を求められたことのない営業の秘密に属する情報であることから開示できない旨の回答を受けたため、非開示としております。	
(8) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	開示を求めましたが、割当予定先より非公開企業でありこれまで開示を求められたことのない営業の秘密に属する情報であることから開示できない旨の回答を受けたため、非開示としております。なお、割当予定先は同族企業であり、海外在住の複数名の個人が実質的に支配しているとのことです。	
(9) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上 場 会 社 と 国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

① 氏 名	マシアス・デ・テザノス (Matias de Tezanos)
② 住 所	グアテマラ共和国グアテマラ市
③ (職 業 の 内 容)	PeopleFund 創設者
④ 上 場 会 社 と 当 該 個人との間の関係	当社と当該人物の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

① 名 称	パネフリ工業株式会社
② 所 在 地	京都府長岡京一里塚2-11
③ (代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名)	代表取締役 藤田哲英
④ 事 業 内 容	プラスチックと主とした家具部材・建材・住宅内装部材の製造と販売 自然派志向の園芸・菌体事業
⑤ 資 本 金	3,480万円
⑥ 設 立 年 月 日	1979年2月22日
⑦ 発 行 済 株 式 数	60,000株
⑧ 決 算 期	12月
⑨ 従 業 員 数	195名

⑩	主要取引先	LIXIL、Panasonic	
⑪	主要取引銀行	三菱UFJ銀行	
⑫	大株主及び持株比率	Edegone 100%	
⑬	上場会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	関連当事者には該当しません。
⑭	最近3年間の財政状態及び経営成績	非開示	

①	氏名	ゲリット・ヴァン・ウィングエルデン (Gerrit Bruce van Wingerden)	
②	住所	アメリカ合衆国 ワシントン州 エドモンド市	
③	(職業の内容)	Mercury Capital LLC 共同創設者・マネージングパートナー	
④	上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

①	氏名	ピヤジット・ルカリヤポン (PIYAJIT RUCKARIYAPONG)	
②	住所	タイ王国 バンコク	
③	(職業の内容)	SAPPE PUBLIC COMPANY LIMITED CEO	
④	上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

①	氏名	リン・コック (Kok Lyn Yen)	
②	住所	マレーシア クアラルンプール	
③	(職業の内容)	Mula-X Holding (Thailand) Co Ltd. 設立者・CEO	
④	上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

①	氏名	ハリス・ノルディン (Harith Noor Nordin)	
②	住所	マレーシア クアラルンプール	
③	(職業の内容)	Filtermation (Mfg) Sdn Bhd マネージングディレクター	
④	上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

①	氏名	山口聡一	
②	住所	東京都港区	
③	(職業の内容)	日本企業成長投資 共同創業者・パートナー	
④	上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

b. 本臨時株主総会において選任予定の当社取締役候補者

①	氏名	デビッド・スペンサー	
---	----	------------	--

	(David Jonathan Spencer)
② 住 所	香港 ションワン
③ (職 業 の 内 容)	Emerald Hill Capital Partners マネージングディレクター・アジアパシフィック地域シニアアドバイザー
④ 上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、現在は記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありませんが、本臨時株主総会において当社取締役を選任される予定です。

① 氏 名	阿部好見
② 住 所	東京都港区
③ (職 業 の 内 容)	WealthConnect Japan 株式会社 COO
④ 上場会社と当該個人との間の関係	当社と当該人物との間には、現在は記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありませんが、2023年1月23日に最高執行責任者(COO)として当社入社予定であり、その後本臨時株主総会において当社取締役を選任される予定です。

c. 当社経営陣並びにその関連会社及び親族

(1) 名 称	MMXX ベンチャーズ・リミテッド (MMXX Ventures Limited)	
(2) 所 在 地	Craigmuir Chambers, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands	
(3) 設 立 根 拠 等	ブリティッシュ・バージン諸島会社法	
(4) 組 成 目 的	投資運用業	
(5) 組 成 日	2022年2月10日	
(6) 出 資 の 総 額	100万米ドル	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	MMXX Capital Limited : 100%	
(8) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(9) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社取締役であるマーク・ライネック氏は同社の取締役を兼務しています。また、当社取締役であるサイモン・ゲロヴィッチ氏及びマーク・ライネック氏は MMXX Capital Limited の株主です。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

① 氏 名	サイモン・ゲロヴィッチ (Simon Gerovich)
② 住 所	東京都港区
③ (職 業 の 内 容)	当社代表取締役
④ 上場会社と当該個人との間の関係	サイモン・ゲロヴィッチ氏は当社代表取締役です。当社はサイモン・ゲロヴィッチ氏から2022年10月25日に50,000,000円の借入枠(借入利率:年3.0%、借入実行日:2022年11月1日以降、必要に応じて、借入枠有効期間:2023年3月31日、返済方法:一括返済、担保の有無:無)の設定を受けておりますが、同借入枠に基づく借入れは

	実行しておりません。
--	------------

① 氏名	マーク・ライネック (Mark Reinecke)
② 住所	タイ王国 バンコク市
③ (職業の内容)	当社取締役
④ 上場会社と当該個人との間の関係	マーク・ライネック氏は当社取締役です。

① 氏名	王生貴久
② 住所	タイ王国 バンコク市
③ (職業の内容)	当社取締役 CFO
④ 上場会社と当該個人との間の関係	王生貴久氏は当社取締役です。

① 氏名	ニナ・ゲロヴィッチ (Nina Gerovich)
② 住所	東京都港区
③ (職業の内容)	無職
④ 上場会社と当該個人との間の関係	ニナ・ゲロヴィッチ氏は当社代表取締役であるサイモン・ゲロヴィッチ氏の妻です。

② 本新株予約権

① 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2006年12月	
⑥ 出資の総額	払込資本金：1米ドル	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) 純資産：約86.9百万米ドル 払込資本金：1米ドル	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社の親会社です。また当社に対して計5本、総額291,120,000の貸付を行っ

		ております。また EVO FUND の子会社である EJAM も当社に対して計 2 本、総額 162,500,000 円の貸付を行っております。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	当社の関連会社です。

(1) 名 称	MMXX ベンチャーズ・リミテッド (MMXX Ventures Limited)	
(2) 所 在 地	Craigmuir Chambers, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands	
(3) 設 立 根 拠 等	ブリティッシュ・バージン諸島会社法	
(4) 組 成 目 的	投資運用業	
(5) 組 成 日	2022 年 2 月 10 日	
(6) 出 資 の 総 額	100 万米ドル	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	MMXX Capital Limited : 100%	
(8) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(9) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社取締役であるマーク・ライネック氏は同社の取締役を兼務しています。また、当社取締役であるサイモン・ゲロヴィッチ氏及びマーク・ライネック氏は MMXX Capital Limited の株主です。
	上 場 会 社 と 国 内 代 理 人 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。

当社は、本割当予定先である外部投資家シュモンク・リミテッド、マシアス・デ・テザノス氏、パネフリ工業株式会社、ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏、ピヤジット・ルカリヤポン氏、リン・コック氏、ハリス・ノルディン氏、山口聡一氏、デビッド・スペンサー氏、阿部好見氏、MMXX ベンチャーズ・リミテッド、サイモン・ゲロヴィッチ氏、マーク・ライネック氏、王生貴久氏、ニナ・ゲロヴィッチ氏及び EVO FUND、並びに法人である本割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である JP リサーチ&コンサルティング（所在地 東京都港区虎ノ門 3 丁目 7 番 12 号、代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、本割当予定先並びに本割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力である、または割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

さらに当社は、本株式割当予定先との間で締結する本株式買取契約及び本新株予約権割当予定先との間で締結する本新株予約権買取契約において、本割当予定先並びに法人である本割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と何らかの関係も有していない旨の表明保証を受ける予定です。

以上のことから、当社は、本割当予定先並びに法人である本割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当面の運転資金を確保したうえで財務体質を強化するとともに新規事業進出による業態転換のための開発・投資資金を調達することを緊急に必要としておりました。そのためには当社の新たな経営理念を理解

したうえで資本性の資金を提供して頂ける投資家が必要であり、FA を起用して広く出資者を募集するよりも当社経営陣と面識があり当社の新たな経営理念に共感して頂けそうな潜在投資家に集中して当社普通株式の引受けをお願いするほうが適切であると考えました。具体的には当社代表取締役であるサイモン・ゲロヴィッチが本年8月下旬より同氏の知人のうち当社の新たな経営理念に共感し当社に出資する財力を有すると考える人物へのサウンディングを行い、その後感触のよかった人物と秘密保持契約を取り交わしたうえで具体的な出資条件についての交渉を開始しました。その結果本年10月末までに本株式割当予定先のうち外部投資家及び当社取締役候補者から出資の確約を頂き、さらにデビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏からは当社の新たな事業計画に強く興味をもったため当社の経営に関与したいとの申出を頂き、当社経営陣にて協議した結果来年2月開催予定の本臨時株主総会における当社取締役候補とすることといたしました。デビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏の当社取締役候補としての選任につきましては、本日公表の「取締役候補者及び監査役候補者の選任に関するお知らせ」もあわせてご参照ください。

かかる各外部投資家及び当社取締役候補者との交渉の経緯は以下のとおりです。

① シュモンク・リミテッド

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、2022 年前半に本件第三者割当とは無関係に友人より紹介を受け、長年にわたる豊富な投資経験、多くの機関投資家とのコネクション及び資金力から当社の株主としてふさわしいと考えたシュモンク・リミテッドに対し、2022 年8月に当社株式の引受けを打診しました。その後同年9月に質疑応答及び投資条件の交渉のための電話会議を行い、同年10月に本新株式4,500,000株を1株あたり20円で引受けの意向の表明を受けました。

② マシアス・デ・テザノス

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、アメリカを拠点とする経営トップのコミュニティである Young Presidents' Organization (以下「YPO」といいます。)での出会いを経緯として2018年以来の知人であるマシアス・デ・テザノス氏に、2022 年8月に当社株式の引受けを打診しました。マシアス・デ・テザノス氏は、ホテル予約プラットフォームである Hotels.com の創業者(同社は後に Expedia に売却)です。同氏はまたテック業界へのベンチャー投資を手掛ける PeopleFund の創業者でもあり、20年のベンチャーキャピタル投資の経験を有しています。当初の接触後、同年9月に質疑応答及び投資条件の交渉のための電話会議を行い、同年10月に当社株式1,500,000株を1株あたり20円で引受けの意向の表明を受けました。

③ パネフリ工業株式会社

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、YPOを通じて2019年以来の友人である藤田哲英氏に、2022 年8月に当社株式の引受けを打診しました。藤田哲英氏は、プラスチックの押し出し成型を主業とする家族経営企業であるパネフリ工業株式会社の2代目社長です。当初の接触後、同年9月に質疑応答及び投資条件の交渉のための電話会議を行い、同年10月にパネフリ工業株式会社を通じて当社株式1,000,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

④ ゲリット・ヴァン・ウィングルデン

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、当社の親会社である EVO FUND の代表であるマイケル・ラーチ氏より当社への投資家候補としてゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏を紹介されました。ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏は数々の企業を起業しており、クラウドベースの投資テクノロジープラットフォームの開発・提供企業であり今年ロンドン証券取引所が買収した TORA Trading Services のマネージングディレクターです。サイモン・ゲロヴィッチは2022 年9月にゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏に当社株式の引受けを打診し、同月中の質疑応答及び投資条件の交渉のための面談を経て、同年10月に当社株式750,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

⑤ ピヤジット・ルカリヤボン

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、2021 年以來の知人であるピヤジット・ルカリヤボン氏に、2022 年8月に当社株式の引受けを打診しました。ピヤジット・ルカリヤボン氏はタイの上場企業である Sappe の CEO ですが、同社はアジア太平洋地域の売上高10億ドル未満の上場企業を表彰する米 Forbes 誌の Asia's Best Under A Billion に選出されています。当初の接触後、同年9月に質疑応答及び投資条件の交渉のための電話会議を行い、同年10月に当社株式675,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

⑥ リン・コック

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、2015年以来の知人であり共に非営利法人の理事を務めたこともあるリン・コック氏に、2022年9月に当社株式の引受けを打診しました。リン・コック氏はスタンダード・チャータード銀行のタイ現地法人社長兼CEOを退任した後、東南アジア地域におけるデジタル貸付プラットフォームであるMula-Xを起業のうえ創業者兼CEOとして同社の経営にあたっています。当初の接触後同月中に質疑応答及び投資条件の交渉のための面談を行い、同年10月に当社株式500,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

⑦ ハリス・ノルディン

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、過去に複数の事業に共同して投資してきており2019年以降の知人であるハリス・ノルディン氏に、2022年9月に当社株式の引受けを打診しました。ハリス・ノルディン氏は、マレーシアの空調設備製造・販売会社であるFiltermationの創業家2代目です。当初の接触後同月中に質疑応答及び投資条件の交渉のための面談を行い、同年10月に当社株式350,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

⑧ デビッド・スペンサー

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、YPOを通じて2015年以降の知人であるデビッド・スペンサー氏に2022年8月に当社株式の引受けを打診しました。デビッド・スペンサー氏は大学卒業後米系証券会社のMorgan Stanley及び米系コンサルティング会社のBooz Allen & Hamiltonを経てGEキャピタルにおいて10年近くにわたりマネージングディレクターを務めた後、香港においてファンド・オブ・ファンズ運用会社であるEmerald Hill Capital Partnersを創業しました。当初の接触後同年9月に質疑応答及び投資条件の交渉のための電話会議を2回行ったうえで、同年10月に当社株式15,000,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

⑨ 阿部好見

阿部好見氏は、当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチの1998年以降の知人であり、ゴールドマンサックス証券に入社した際の採用担当者でした。阿部好見氏は2016年に22年間勤務したゴールドマンサックス証券を退社し、現在ではフィンテック業界のスタートアップ企業であるWealthConnect Japan株式会社のCOOです。サイモン・ゲロヴィッチは2022年9月に当社株式の引受けを打診し、同月中に質疑応答及び投資条件の交渉のための面談を行ったうえで、同年10月に当社株式250,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

また当社の新たな事業計画に対する当社経営陣のコミットメントを示すとともに当社の今後の事業について外部投資家と同等のリスクを負担することにより利害を一致させるために、当社経営陣に対しても出資を呼びかけ、当社経営陣のうちサイモン・ゲロヴィッチ、マーク・ライネック及び王生貴久、サイモン・ゲロヴィッチとマーク・ライネックが親会社の株主であるMMXXベンチャーズ・リミテッド並びにサイモン・ゲロヴィッチの妻であるニナ・ゲロヴィッチ氏も本新株式を引き受けることとなりました。各本株式割当予定先の引受株式数はそれぞれの引受能力及び当社の事業計画に対する期待度に応じて当社と交渉のうえ決定いたしました。

さらに、必要とする資金を全て株式の発行により調達すると既存株式に対する希薄化の影響が一度に生じてしまうことから、行使に伴って段階的に当社が必要とする資金を調達することのできる新株予約権への追加投資を上記潜在投資家に呼びかけたところ、本株式割当予定先のうちMMXXベンチャーズ・リミテッドが25,485,000株の引受けに応じました。MMXXベンチャーズ・リミテッドはさらに、いったん引受けの意向を表明した後に引受けを撤回した割当予定先が引き受ける予定であった740,000株、及び引受の意向を受けたものの当社の判断により割当てを取りやめた他の投資家が引き受ける予定であった500,000株についても追加で引き受ける意向を表明しました。また当社の新たな親会社であるEVO FUNDも、子会社であるEVO FUNDによる当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けが終了した直後のタイミングであるため直ちに多くの当社株式を引き受けることは当社に対するエクスポージャーを過大にしました保有株式の希薄化を招くため難しいものの、新株予約権であれば当社の成長をサポートしつつ株価の上昇にあわせて順次行使し当社の資本を強化することができるので引受けが可能であるとのお話を頂き本新株予約権を引受けて頂けることとなりました。本新株予約権の割当数は、本新株予約権割当先と協議のうえ、当社が最大限発行可能な株式数（授權資本枠か

ら発行済株式数及び残存新株予約権の目的となる株式数の合計を控除した数) から本資金調達と同時に実施する当社経営陣への有償ストックオプションとして発行する第 10 回新株予約権の目的となる株式数を差し引いた 124,500,000 株から本新株式の株数である 57,500,000 株を除いた 67,000,000 株を目的とする 670,000 個を MMXX ベンチャーズ・リミテッドと EVO FUND に半数ずつ割り当てることといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 本株式割当予定先及び MMXX ベンチャーズ・リミテッド

本株式割当予定先及び MMXX ベンチャーズ・リミテッドの本新株式、本新株予約権及び本新株予約権を行使して取得する当社普通株式の保有目的は純投資ですが、いずれも中長期的に当社株式を保有する意向であることを伺っております。本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要であり、本新株予約権買取契約において合理的な理由がない限り当社は当該譲渡を承認する旨規定する予定ですが、譲渡の承認にあたっては各本新株予約権割当予定先に譲渡先の詳細を確認したうえで反社会的勢力に該当する恐れのある者など当社の株主としてふさわしくない者については承認を拒否する予定です。なお、当社は、各本新株割当予定先から、当該本株式割当予定先が発行日より 2 年以内に本新株式の全部もしくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該報告内容を取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。また本株式割当予定先については本株式買取契約において本新株式の割当日から 6 カ月間割当をうけた本新株式を第三者に譲渡しないロックアップ条項を定める予定です。

② EVO FUND

EVO FUND は、本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、当社の事業の成長を通じてその株主価値及び投資価値を最大化することを目的として保有するとのことですが、自らの出資者に対する運用責任を遂行する立場から、その時期の株価や出来高次第で売却する可能性があるとのことであります。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

各本株式割当予定先及び本新株予約権割当予定先が本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使に十分な資金を有しているものと判断した理由は以下のとおりです。

① MMXX ベンチャーズ・リミテッド

MMXX ベンチャーズ・リミテッドの保有財産の裏付けとなる同社の 2 行の銀行口座の直近の残高のうち 1 行による 2022 年 11 月 30 日付残高証明書に記載の残高及び残り 1 行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 14 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高(同社取締役であるマーク・ライネック氏より口頭にて当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。)により確認しており、払込期日において本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。また MMXX ベンチャーズ・リミテッドと締結する本新株式買取契約及び本新株予約権買取契約において、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。本新株予約権の行使に際して払込みを要する資金についても、上記確認した MMXX ベンチャーズ・リミテッドの直近の保有資産の額に加えて、本新株予約権は行使期間が 5 年間と長く行使コミット条項もついていないことから短期間に大量の行使をする可能性は低く、本新株予約権の行使に先立ち保有する当社株式を売却してその売却手取金を行使価額の払込みに使用することも考えられることから、十分に確保しているものと判断しました。

② デビッド・スペンサー

デビッド・スペンサー氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 10 月 19 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高(同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。)により確認しており、払込

期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またデビッド・スペンサー氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

③ シュモンク・リミテッド

シュモンク・リミテッドの保有資産の裏付けとなる同社の銀行口座の直近の残高を当該銀行による 2022 年 9 月 19 日付残高証明書に記載の残高（同社取締役であるフェロメナ・ベン氏より口頭にて当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）より確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またシュモンク・リミテッドと締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

④ サイモン・ゲロヴィッチ

サイモン・ゲロヴィッチ氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 10 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またサイモン・ゲロヴィッチ氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑤ マーク・ライネック

マーク・ライネック氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行による 2022 年 11 月 30 日付残高証明書に記載の残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またマーク・ライネック氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑥ マシアス・デ・テザノス

マシアス・デ・テザノス氏は資金証明の提出が煩わしいとして 2022 年 11 月 30 日に自主的に同氏が引受予定の本新株式の払込金額の総額（30,000,000 円）を当社に送金しました。当該送金にあたっては送金手数料 5,000 円が控除されておりましたが、当該送金手数料相当額についても別途現金により受領しています。当社は払込みを受けた 29,995,000 円を預り金として銀行口座において保管しており、本新株式の発行時点において払込金に充当いたします。また送金手数料相当額である 5,000 円については現在現金で保管しておりますが、本新株式の払込日が近づいたら本新株式の払込金額の払込口座に入金のうえ同様に本新株式の発行時点において払込金に充当いたします。このためマシアス・デ・テザノス氏については払込原資の確認を行っておりません。

⑦ パネフリ工業株式会社

パネフリ工業株式会社の保有資産の裏付けとなる同社の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 24 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同社代表取締役である藤田哲英氏より口頭にて当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またパネフリ工業株式会社と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑧ ゲリット・ヴァン・ウィングルデン

ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行による 2022 年 10 月 26 日付残高証明書に記載の残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑨ ピヤジット・ルカリヤボン

ピヤジット・ルカリヤポン氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行による 2022 年 12 月 1 日付残高証明書に記載の残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またピヤジット・ルカリヤポン氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑩ 王生貴久

王生貴久氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 15 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。また王生貴久氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑪ ニナ・ゲロヴィッチ

ニナ・ゲロヴィッチ氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 15 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またニナ・ゲロヴィッチ氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑫ リン・コック

リン・コック氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行による 2022 年 11 月 24 日付残高証明書に記載の残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またリン・コック氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑬ ハリス・ノルディン

ハリス・ノルディン氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 30 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。またハリス・ノルディン氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑭ 阿部好見

阿部好見氏の保有資産の裏付けとなる同氏の銀行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 11 月 12 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。また阿部好見氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑮ 山口聡一

山口聡一氏の保有資産の裏付けとなる銀同氏の行口座の直近の残高を当該銀行のオンラインバンキングにおける 2022 年 12 月 19 日ログイン時の画面表示のスクリーンショットに表示されている残高（同氏より当該資金は全額自己資金であるとの説明を受けております。）により確認しており、払込期日において本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。また山口聡一氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。

⑯ EVO FUND

EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2022 年 11 月 30 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。また EVO FUND と締結する本新株式買取契約及び本新株予約権買取契約において、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。また、EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式または別途大株主から借り入れた株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を EVO FUND の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) その他重要な契約等

該当事項はありません。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 本新株割当後の株主の持株数と持株比率

大株主	持株比率
EVO FUND	26.16%
MMXX ベンチャーズ・リミテッド	23.30%
デビッド・スペンサー	13.08%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	8.74%
シュモンク・リミテッド	3.92%
サイモン・ゲロヴィッチ	2.18%
マーク・ライネック	2.18%
マシアス・デ・テザノス	1.31%
加賀美 郷	0.90%
パネフリ工業株式会社	0.87%

(注) 1. 上記の割合は、小数第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の持株比率については、2022 年 11 月 30 日時点の株主名簿に基づいております。

3. 募集後の大株主及び持株比率については、本株式割当予定先以外は、2022 年 11 月 30 日現在の株主名簿から変更がないものとして算出しております。

(2) 本新株予約権が全部行使された後の株主の持株数と持株比率

大株主	持株比率
EVO FUND	34.99%
MMXX ベンチャーズ・リミテッド	33.15%
デビッド・スペンサー	8.26%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	5.52%
シュモンク・リミテッド	2.48%
サイモン・ゲロヴィッチ	1.38%
マーク・ライネック	1.38%
マシアス・デ・テザノス	0.83%
加賀美 郷	0.57%
パネフリ工業株式会社	0.55%

(注) 1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の持株比率については、2022年11月30日時点の株主名簿に基づいております。

募集後の大株主及び持株比率については、本株式割当予定先及び本新株予約権割当予定先以外は、2022年11月30日現在の株主名簿から変更がないものとして算出しております。なお、本新株予約権が全て行使されたと仮定して算出しております。

8. 今後の見通し

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、安定的な事業運営を行うための運転資金を確保するとともに今後の成長のために積極的な投資を行えることとなると考えております。

なお、当社の会計監査人は当社財務諸表につき意見を表明しておりませんが、これは今後最低でも12か月は存続できるだけの資金手当ての目処（なお、当該資金の額としては12か月間の必要運転資金額である3億円を見込んでいます。）が立っていないことに起因しており、十分な資金調達さえできれば意見を表明して頂ける見通しです。一方で、当社の会計監査人によると、今回の増資があったとしても当社において赤字が継続している限りは継続企業の前提に関する重要な疑義を解消することはできないとのことです。

また、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの用途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。また、本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額であり、本新株予約権の払込金額も割当予定先に特に有利な金額である可能性を否定できないものと考えております。そこで、本臨時株主総会において、本第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様へ説明したうえで、本新株式及び本新株予約権の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様へ意思確認をさせて頂くことを予定しております。

また、本新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDは、当社の親会社です。そこで、当社は、株主の意思確認である臨時株主総会とあわせて、意思決定の適正性を確認するため、当社、当社の経営者及び支配株主並びに本割当予定先から独立した第三者機関である伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会、本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を2022年12月28日付で入手しました。また、当社の監査役3名全員は、当社取締役会に対し、当該意見書を参考に、本第三者割当を実施し、当社が資金を調達することにより、当社の財務基盤を強化しつつ、新規事

業による企業価値の向上に資することとなると判断することに不合理な点はないこと、本新株式の払込額は本株式割当予定先にとって特に有利な金額であり、本新株予約権の払込額も本新株予約権割当予定先にとって特に有利な金額である可能性を否定できないものの、本臨時株主総会を開催し株主の意見を諮るのみならず、伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会より適正性に関する第三者意見を徴求すること、本臨時株主総会において直接少数株主の方々へ説明して理解を求めることとしたことから株主への説明という観点からみて相当であること、本資金調達に目的に照らし株式の希薄化の規模が合理的であること、その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、本第三者割当は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

当社は、2022年12月28日付で伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会より上記意見書を入手しており、内容は以下のとおりです。

(第三者委員会の意見の概要)

第1 当委員会の結論

当委員会は、以下の結論を表明する。

本件取引には必要性及び相当性が認められ、また、本件取引は貴社の少数株主にとって不利益なものではない。

第2 当委員会の検討内容

1 はじめに

本件取引に必要性及び相当性が認められるか、また、本新株予約権の発行が貴社の少数株主にとって不利益なものではないかは、本件取引による資金調達を行う必要性、手段の相当性及び発行条件の相当性等を総合考慮して検討する必要がある。

2 資金調達を行う必要性について

貴社は、2013年4月以降ホテル事業を行っており、その他の事業の売却を完了している。2017年6月以降は、ホテル事業を専業としているところ、日本国内では東京都品川区五反田において、低コストで宿泊可能なバジェットホテルの分野に特化して運営し、また、貴社が以前に属していたレッドプラネットホテルズは、主に東南アジアにおいて高いブランド力及び営業力を有していることから、貴社のホテル営業部門は主としてインバウンドの海外旅客者に注力してきた。

しかし、新型コロナウイルスのパンデミックの拡大及びこれに伴う政府のインバウンド旅行に対する厳しい制限により、貴社は過去3年近くにわたりインバウンド旅行の激減及び国内の厳しいホテル業界の現状に直面した。

こうした中で、貴社グループは、継続してコスト削減を行っているものの、2020年度以降、継続して営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上（2020年度及び2021年度の各数値は、それぞれ、△1,396,504,000円、△1,425,105,000円（営業損失）、△2,187,900,000円、△1,230,727,000円（経常損失）及び△565,914,000円、△529,344,000円（営業キャッシュ・フロー））しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在している。そして、貴社は、運転資金を親会社であるEVO FUND及びグループ会社のEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社からの借入により捻出している状況であり、継続して赤字が続いている状況である。貴社によると、貴社の監査法人は貴社財務諸表につき意見を表明していないが、これは今後最低でも12か月は存続できるだけの資金手当ての目処が立っていないことに起因しており、十分な資金調達さえできれば意見を表明してもらえる見通しとのものである。この点、貴社の監査法人によると赤字が継続している限りは継続企業の前提に関する重要な疑義を解消することはできないとのことであり、貴社の事業を安定的かつ継続的に黒字を達成する体質に変革することが必要である。

そして、貴社の新たな親会社グループは、事業を買収した上で必要資金を投入し投資先企業の事業を転換または強化する豊富な経験を有し、新たな親会社グループ及び貴社経営陣がWeb3領域に多くの人脈及び経験を有しており、Web3及びメタバース分野が現在急成長していることなどから、今後は親会社の変更に

に伴い、ホテル運営以外の新規事業（NFT取引プラットフォームその他ツールの開発、五反田所在のホテルの刷新による WEN Tokyo プロジェクト、NFT を使った商品開発（Takumi-X）、コンサルティング事業、投資事業）を行うことを選択したところ、新規事業を実行するべく、今後まとまった資金調達が必要である。

このように、貴社においては、変革による貴社の存続及び重要な疑義の解消による監査意見の表明のためにまとまった額の資金調達が必要不可欠であるという貴社の説明に特段不合理な点は見当たらない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とする限り、貴社には、本件取引による資金調達の必要性が認められる。

3 手段の相当性

(1) 資金調達方法について

貴社は、上記のとおり新型コロナウイルスのパンデミックの拡大及びこれに伴う厳格な海外の渡航制限により、海外旅行等の利用者が急激に減少したことで、厳しい経営状況に至り、2020年以降、継続して営業損失等キャッシュフローがマイナスとなり、経営を継続させる疑義を生じさせる状況が続いている。他方、貴社は、2021年以降徹底的なコスト削減を図っているが、ホテル事業の売上の著しい減少により、手元の資金のみでは、経営状況を立て直すことは現状ままならず、新たな事業分野に進出し、成長と安定のため、まとまった資金調達が必要であると判断している。

一方で、貴社は、現時点の貴社の経営状況に鑑みると、銀行の借入、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、貴社が調達しうる負債性の資金額を確保することは難しく、仮に資金調達ができたとしても負債性の資金は貴社の財務基盤の強化には繋がらず不相当である、と判断している。そこで、貴社は、資本金のある資金調達手段を検討しているところ、公募増資や株主割当増資は、調達コストが相対的に高まることや手続きの準備にかかる期間が長期化することを考慮すると資金調達手段として相当ではないと判断している。

そのため、貴社は、最終的に、資金調達を行うためには、既存株主の不利益を考慮しつつも、会社継続危機状態の解消や迅速な経営環境の整備、変革の推進が要請されている現状に鑑みて、新株式及び新株予約権につき第三者割当の方法による直接金融によって資金を調達すべきと判断しているが、かかる貴社の説明内容に、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点は見受けられない。

なお、貴社は、新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の貴社の財務状況に鑑みて、必要とする資金全額の引受先を確保することは困難であり、他方で、新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるため、いずれの方法も不相当であると判断しているが、かかる貴社の判断に不合理な点は見当たらない。

以上のとおり、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料を前提にすると、負債性の資金調達が難しく、資本金の資金調達とせざるを得ない状況にあるところ、資金調達手段として新株発行による第三者割当増資及び新株予約権発行による第三者割当増資を選択することには、合理性が認められると思料する。

(2) 割当予定先の選定理由について

貴社は、財務体質の強化とともに新規事業進出による業態転換のための開発・投資資金を調達することを緊急に必要としており、そのためには貴社の新たな経営理念を理解したうえで資本金の資金の提供が可能な投資家が必要であり、貴社経営陣と面識があり貴社の新たな経営理念に共感する潜在投資家に集中して引き受けてもらうことが適切であると判断するに至っているが、かかる割当予定先の選定の方針自体、新たな経営理念を実現し、今後の中長期的な経営の安定を図る観点から相当であると思料する。

貴社によると、貴社代表取締役であるサイモン・グロヴィッチ氏の知人のうち貴社の新たな経営理念に共感し、かつ、貴社に出資する財力を有すると考える人物へのサウンディングを行い、該当者と交渉したところ、本株式割当予定先のうち外部投資家及び貴社取締役候補者（デビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏）から出資の確約を受け、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。

また、貴社の新たな事業計画に対する経営陣のコミットメントを示すとともに外部投資家とのセームポート出資を行うために、貴社経営陣に対しても出資を呼びかけたところ、貴社経営陣のうちサイモン・グ

ロヴィッチ氏、マーク・ライネック氏及び王生貴久氏並びにサイモン・ゲロヴィッチ氏とマーク・ライネック氏が親会社の株主である MMXX ベンチャーズ・リミテッド及びサイモン・ゲロヴィッチ氏の妻であるニナ・ゲロヴィッチ氏、その他外部投資家なども、それぞれの引受能力及び貴社の事業計画に対する期待度に応じて本新株式を引き受けることになったが、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。なお、マシアス・デ・テザノス氏については、払込金額相当額を貴社に送金しているが、貴社の取引銀行の資料により資金を有していることを確認済みである。

さらに、本資金調達直後の希薄化の程度を抑えつつ中長期的な事業資金を得るために本新株予約権への投資を呼びかけたところ、MMXX ベンチャーズ・リミテッド及びEVO FUND が新株予約権であれば貴社の成長をサポートしつつ株価の上昇にあわせて順次行使し貴社の資本を強化することができることから、引受けが可能であるということで、本新株予約権を引受けることになったが、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。

このように、新株式及び新株予約権の割当予定先について、貴社の新たな経営理念に賛同し、協力して新たな事業への参加が見込まれる者で、かつ、払込みに要する財産につき懸念すべき事項がない者を予定しているため、今後の経営体制が不合理に変更されるおそれはないと思われる。

さらに、本件割当予定先が反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である JP リサーチ&コンサルティング（所在地 東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表取締役古野啓介）に調査を依頼している。当該調査報告書において、本件割当予定先並びに本件割当予定先の法人の役員及び出資者について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているとの報告はないところ、貴社にて、今後、本件割当予定先との契約でその旨の表明保証もする予定であるとのことである。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とすると、本件割当先の選定には合理性が認められると思料する。

(3) 小括

以上のとおり、貴社が資金調達を行うにあたって、本件第三者割当という手段を選択すること、引受先の選択について、いずれも相当性が認められると思料する。

4 発行条件の相当性について

(1) 発行価額について

ア 本新株式について

貴社は、本第三者割当による本新株式の発行価額を1株あたり20円に決定した。

貴社は、直近における株価が貴社の実態を適切に表していると考え、かつ、本第三者割当による貴社株式の大規模な希薄化が生じることから、貴社の直近の株価を出発点とし、相当のディスカウントをすることが合理的であると判断し、上記価額とした。

具体的には、貴社株価の2022年12月27日の東京証券取引所における普通取引の終値47円に対して約57.45%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である50.36円に対して60.29%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である50.06円に対して60.05%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である50.73円に対して60.58%のディスカウントとなっている。

したがって、本新株式の発行価額（1株あたり20円）は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、臨時株主総会における特別決議にて株主の承認を得ることが予定されている。

貴社の本新株式の発行は、割当予定先にとって特に有利な金額に該当することは否定できないが、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことを踏まえれば、当該発行価額は、割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現

時点で最善の条件であると貴社が判断したことについては、特に認識の誤りや検討の不備などを疑わせる事情は認められない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすると、2023年2月7日開催予定の貴社臨時株主総会において承認を得る限りにおいて、本件第三者割当による新株発行価額には相当性が認められるといえる。

イ 本新株予約権について

貴社は、本第三者割当による新株予約権の発行価額を新株予約権1個あたり23円に決定した。

この点、貴社は第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社に依頼し、同社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準となる貴社株価47円(2022年12月27日の終値)、権利行使価額20円、ボラティリティ53.71%(2017年11月から2022年11月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間5年、リスクフリーレート0.285%(2028年3月20日償還の国債レート)、配当率0.00%、市場リスクプレミアム8.6%、対指数 β 1.162(SPEEDA(直近5年(日次))、クレジット・コスト116.68%(累積デフォルト確率(株式会社日本格付研究所)をもとに自社でCDS値を算出し、クレジット・コストとして採用)、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性等を参考に理論株価を算出し、評価を実施している。

算定の前提条件として、「短期金利は時間を通じて既知であり、一定である。」、「ボラティリティは時間を通じて一定である。」、「株、オプションの売買に取引コストは発生しない。」、「株の購入をするために、短期金利で有価証券の価格の一部を借入できる。」、「株式の空売りに対してペナルティはないものとする。」、「株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1営業日あたり8,320株(2017年12月28日から2022年12月27日までの日次売買高の中央値である83,200株の10%。小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする。」とした上で、公正価値評価を実施した結果、本新株予約権の価額は1個につき23円としている。かかる第三者評価機関が行った算定方法は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されており、不合理な点は見受けられない。

そして、本新株予約権の発行価額は、上記第三者評価機関の算定価格に鑑みて、割当予定先に特に有利なものとなる可能性が否定できないものであるが、株主総会特別決議による承認を得る予定であり、かつ、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていない。

そのうえで、払込金額の算定にあたり、貴社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、貴社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間、リスクフリーレート、予定配当額、市場リスクプレミアム、クレジット・コスト、割当予定先の権利行使行動等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価結果は一定程度合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も、評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としている。

上記を踏まえれば、当該発行価額は、割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことについては、特に認識の誤りや検討の不備などを疑わせる事情は認められない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容、今後の株主総会決議により承認されることを前提にすると、本件第三者割当による新株予約権の発行価額には相当性が認められる。

(2)本新株予約権の行使価額について

貴社は、本第三者割当における本新株予約権の行使価額について1株20円と決定した。

これは、本新株式の払込金額と同額の20円であり、貴社株価の2022年12月27日の東京証券取引所における普通取引の終値47円に対して57.45%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である50.36円に対して60.29%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である50.06円に対して60.05%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である50.73円に対して

60.58%のディスカウントとなっている。

かかる本新株予約権の行使価額は、直近の貴社の市場株価から大幅なディスカウントとなること自体は否定できないが、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことに加え、貴社が業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と貴社との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことは、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすれば、2023年2月7日開催予定の貴社臨時株主総会において承認を得る限りにおいて、本件第三者割当による新株予約権行使価額には相当性が認められるといえる。

(3) 希薄化について

本新株式発行による新規発行株式数 57,500,000 株（議決権数 575,000 個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 67,000,000 株（議決権数 670,000 個）を合算した株式数は 124,500,000 株（議決権数 1,245,000 個）となる。

これらは、2022年11月30日現在の貴社発行済株式総数 57,192,187 株（議決権数 570,088 個）に対して、217.69%（議決権ベースでは 218.39%）に相当し、貴社普通株式に相応の希薄化が生じることになるところ、株式の希薄化率が 25%以上となることから、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当するため、この点留意が必要である。

もともと、貴社は、本資金調達により貴社の財務体制を強化するとともに当面の運転資金を確保したうえで新規事業による貴社の業態転換及び事業拡大を実現していく予定であることから、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると判断している。

また、貴社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は約 403,587 株であって、本新株式に加えて本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 124,500,000 株の 0.32%となる。本新株式及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 124,500,000 株を本新株予約権の行使期間である5年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日あたりの株式数は 101,633 株となり、上記1日あたりの平均出来高の 25.18%となることから、必ずしも平均出来高に対する割合が過大とまでは言えず、売却されても市場で十分に消化できる規模の発行であると判断している。加えて、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を経ることが予定されている。

ここで、貴社が継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在している状態にあり、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されているため、高度の資金調達の必要性及び緊急性が認められること、本件第三者割当に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないこと、仮に貴社が上場廃止になった場合には、貴社の株式の経済的価値を毀損し、株主及び債権者をはじめとした利害関係者の信頼を失い、事業継続に支障をきたしかねないことも考慮すると、かかる希薄化の程度を考慮しても、なお本件第三者割当に合理性があるとした貴社の上記判断について、特に認識の誤りや検討の不備は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料を前提にすると、本件第三者割当による希薄化については合理性が認められる。

(4) 小括

以上により、本件第三者割当の発行条件には相当性が認められると史料する。

5 支配株主への本新株予約権の発行が少数株主にとり不利益なものではないこと

(1) はじめに

当該決定が、少数株主にとって不利益ではないかは、取引の目的、選定過程の手続き、対価の公正性、企業価値向上などの観点から総合的に検討を行うべきである。

(2) 取引の目的

貴社によれば、貴社は、支配株主に対する第三者割当を含む新株予約権の発行及びそれを含む本件取引により調達する資金を運転資金、借入金の返済及び新規事業資金に充当することで、貴社の財務体制を強化するとともに当面の運転資金を確保したうえで新規事業による貴社の業態転換及び事業拡大を実現していく予定とのことであるが、かかる目的には合理性が認められると史料する。

(3) 選定過程の手続き

貴社によると、支配株主に対する第三者割当を含む新株予約権の発行は、支配株主である EVO FUND の影響を受けることなく貴社自身の判断により実行するとのことである。

この点、EVO FUND が貴社の支配株主となったのは、2022 年 9 月 27 日付けであるが、貴社の現役員については、全て EVO FUND が支配株主となる前から選任されているところ、本新株予約権の発行は、EVO FUND の影響を受けず、貴社自身の判断により、実行されるものといえる。

また、貴社によると、支配株主である EVO FUND も、貴社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けが終了した直後のタイミングであるため直ちに多くの貴社株式を引き受けることは貴社に対するエクスポージャーを過大にし、また保有株式の希薄化を招くため難しいものの、新株予約権であれば貴社の成長をサポートしつつ株価の上昇にあわせて順次行使し貴社の資本を強化することができるので引受けが可能であるとの話があり、本新株予約権を引受けてもらうことになったとのことであるが、EVO FUND が貴社の支配株主となった時期、新規事業による貴社の業態転換及び事業拡大の実現及びそれとシナジーを有する EVO FUND のリソース、前記の新株式及び新株予約権の割当先の選定過程等を考慮すると、かかる説明に不合理な点は見当たらない。

さらに、貴社によると、貴社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するために、選定過程の公正性を確保し、利益相反を回避するための措置を講じるとのことであるが、これにより、貴社の意思決定において、公平中立な第三者による意見が考慮されることになる。

このように、支配株主に対する新株予約権の発行において、その選考過程を含め公正な手続を経ていると史料する。

(4) 対価の公正性

貴社は、本新株予約権の評価についても東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼したところ、当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権の買取契約を考慮したうえで、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社株価（2022 年 12 月 27 日の終値 47 円）、権利行使価額（20 円）、ボラティリティ（53.71%）、権利行使期間（5 年間）、リスクフリーレート（0.285%）、配当率（0.00%）、市場リスクプレミアム（8.6%）、対指数 β （1.162）、クレジット・コスト（116.68%）、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性等を参考に本新株予約権の評価を実施している。

そして、貴社は、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額（23 円）も参考にしたうえで、本新株予約権割当予定先との間で本新株予約権の払込価額について検討した結果、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を当該評価額と同額の 23 円とし、また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と協議した結果、本新株式の払込金額と同額の 20 円としている。

もっとも、本新株予約権の価値は貴社普通株式の株価の変動によって変化していくものと考えられるが、本新株予約権の払込価額が本新株予約権割当予定先にとって「特に有利な金額」ではないことには疑問がないとはいえないため、臨時株主総会での会社法第 238 条第 3 項に基づく有利発行に基づく株主総会の特別決議による承認を条件として本新株予約権を発行することとしている。

以上から、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とする限り、対価は公正であると思料する。

(5) 企業価値向上

支配株主への本新株予約権の発行を含めた本件取引は、大規模発行であり、既存株主に対し、希薄化による影響を与えるものではあるが、安定的な事業運営を行うための運転資金を確保するとともに今後の成長のために積極的な投資を行えることとなることにより、中長期的にはこの希薄化を補う株式価値の向上につながり、既存株主の利益に資するものと考えられることから、企業価値向上に資するものと思料する。

(6) 小括

以上から、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とする限り、配株主に対する第三者割当を含む新株予約権の発行について、その取引の目的が正当であり、選定過程で公正な手続きを経ており、対価の公正性が認められ、企業価値向上が見込めることからすれば、支配株主への新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

第3 結論

したがって、前記の検討結果を総合的に勘案すれば、本件取引には必要性及び相当性が認められ、また、本件取引は貴社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

以上のとおり、伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会からは、本件第三者割当には必要性及び相当性が認められ、本件第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、本件第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であり、本件第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断いたしました。

10. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 本新株予約権割当予定先である EVO FUND は当社親会社であり、EVO FUND に対する本新株予約権の発行は支配株主との取引に該当します。当社が2022年7月22日に開示しておりますコーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、「支配株主との取引条件等につきましては、市場価格・水準を勘案して一般取引と同様に決定しております。なお、支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。これは当時当社の親会社であった Red Planet Hotels Limited が支配株主であることを前提としておりますが、現在の当社親会社である EVO FUND にも同様に当てはまります。

本第三者割当は、EVO FUND の影響を受けることなく当社自身の判断により実行するものであり、さらに下記(2)及び(3)に記載のとおり、その公正性を確保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、EVO FUND に対する本新株予約権の割当に係る決定を行っております。このような対応の結果、EVO FUND に対する本新株予約権の発行は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、EVO FUND に対する本新株予約権の発行の公正性を担保する措置として、上記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ②本新株予約権」に記載のとおり、本新株予約権の発行条件の決定にあたり、当社及び本新株予約権割当予定先から独立した第三者機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社に対して本新株予約権の価値の算定を依頼し、公正価値の算定結果を得たほか、下記(3)に記載のとおり、当社及び本新株予約権割当予定先から独立した伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会の意見を取得しております。

また、当社の取締役及び監査役のうち、EVO FUND からの推薦により就任した役員はおりません。そのうえで、全ての取締役が出席の上、議決権を行使することのできる取締役（本新株式の割当予定先であるサイモン・ゲロヴィッチ氏、王生貴久氏及びマーク・ライネック氏並びにサイモン・ゲロヴィッチ氏の実父であるサム・ゲロヴィッチ氏を除く1名）の判断により、本第三者割当の実施につき決議しております。また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

EVO FUND に対する本新株予約権の発行は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益な者でないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで当社は、当社及びEVO FUND から独立した伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会に対し、本第三者割当が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（①本第三者割当の目的は合理的か、②本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、③本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含みます。）について法的意見を求めました。

伊藤小池法律事務所の小池洋介弁護士、椿良和弁護士及び奥田正夫弁護士からなる第三者委員会は、当社による本第三者割当の目的、条件及び検討体制等に関する説明、東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社から取得した本新株予約権の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、2022年12月28日付で「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載した内容の意見書を提出しました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績

決算期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
連結売上高（百万円）	2,509	784	518
連結営業利益（百万円）	△461	△1,396	△1,425
連結経常利益（百万円）	△313	△2,187	△1,230
連結当期純利益（百万円）	△2,290	△2,967	△737
1株当たり連結当期純利益（円）	△43.20	△51.92	△12.89
1株当たり配当金（円）	0	0	0
1株当たり連結純資産額（円）	56.14	6.95	△6.66

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年11月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	57,192,187株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	545,000株	0.95%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	150 円	112 円	56 円
高 値	174 円	120 円	68 円
安 値	101 円	44 円	38 円
終 値	113 円	55 円	40 円

(注) 当社は、2019年4月10日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を行っております。

② 最近6か月間の状況

	2022年 6月	7月	8月	10月	11月	12月
始 値	55 円	54 円	43 円	56 円	50 円	51 円
高 値	56 円	57 円	69 円	56 円	51 円	56 円
安 値	52 円	41 円	42 円	48 円	47 円	47 円
終 値	53 円	43 円	55 円	50 円	50 円	47 円

(注) 2022年12月の状況につきましては、2022年12月27日現在で表示しております。

④ 発行決議日前営業日における株価

	2022年12月27日
始 値	47 円
高 値	48 円
安 値	47 円
終 値	47 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし。

12. 発行要項

別紙1「株式会社レッド・プラネット・ジャパン 新株式発行要項」及び別紙2「株式会社レッド・プラネット・ジャパン 第9回新株予約権発行要項」をご参照ください。

13. 本第三者割当の日程

2022年12月28日(水)	本第三者割当に係る取締役会決議
2023年2月7日(火)	本臨時株主総会(予定)
2023年2月8日(水)	払込期日(予定)

II. 有償ストック・オプションについて

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

ホテル事業を専業としてきた従来の事業内容を Web 3 及びメタバース関連事業を主たる事業内容するにあたり、当社経営陣及び新事業分野について知見を有する従業員の意欲及び士気を向上させ当社の結束力をさらに高めることにより、新たな経営方針のもと当社がさらに発展し中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すために、当社の取締役及び従業員に対して有償にて新株予約権を発行するものであります。

有償ストック・オプションとして発行する第10回新株予約権は、割当日から3年間は行使することができず、その後1年毎に割当数の1/3ずつ行使できる設計となっているため、割当を受けた当社取締役及

び従業員が割当を受けた全ての第 10 回新株予約権を行使することができることとなる割当日から 5 年が経過するまでの長期にわたり当社の成長にコミットし、株主の皆さまと利害を共有することができます。

2. 新株予約権の発行要領

a. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	2名	335,000個
当社従業員	5名	125,000個

b. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 46,000,000 株（第 10 回新株予約権 1 個あたり 100 株。ただし、増資や自己株式の消却により当社の潜在株式を含む発行済株式総数が変動した場合には、第 10 回新株予約権全体で当該変動後の完全希薄化後発行済株式総数の 20%（第 10 回新株予約権 1 個あたりはその 460,000 分の 1）となるよう調整される。）

c. 新株予約権の総数

460,000 個

d. 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、18 円とする。なお、当該金額は、第 10 回新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日である 2022 年 12 月 23 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 47 円、権利行使価格 10 円、ボラティリティ 77.30%、権利行使期間 10 年間、リスクフリーレート 0.550%、配当率 0%、市場リスクプレミアム 8.6%、対指数 β 0.898、クレジット・コスト 116.68%、第 10 回新株予約権の行使条件、当社による取得条項、第 10 回新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額である 18 円を参考に、当社においても検討した結果、発行価額と評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価額は、払込金額の算定にあたり、当社及び付与対象者との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、配当率、リスクフリーレート、第 10 回新株予約権の行使条件及び取得条項等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、合理的な公正価格を示していると考えられる。なお当該評価額の算定にあたり東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は本新株予約権の権利行使期間を 2023 年 2 月 8 日からとしているが、下記 g 項の新株予約権の行使の条件とおり第 10 回新株予約権は行使の条件によっても 2026 年 2 月 8 日からしか行使できず、この点も踏まえて評価を行っていることから問題ないと判断した。

e. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額）

各第 10 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

第 10 回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、10 円とする。

なお、第 10 回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

f. 新株予約権の行使期間

2026 年 2 月 8 日（当日を含む。）から 2033 年 2 月 7 日（当日を含む。）までとする。

g. 新株予約権の行使の条件

(1) 第 10 回新株予約権の一部行使はできない。

- (2) 本新株予約権者は、以下に掲げる各期間において、既に行使した第10回新株予約権を含めて当該各期間につき以下に掲げる割合を限度として（ただし、発行会社の取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではなく、またかかる割合に基づき算出される行使可能な第10回新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てる。）第10回新株予約権を行行使することができる。
- ① 2026年2月8日から2027年2月7日
当該本新株予約権者が割当を受けた第10回新株予約権の数の1/3まで
 - ② 2027年2月8日から2028年2月7日
当該本新株予約権者が割当を受けた第10回新株予約権の数の2/3まで
 - ③ 2028年2月8日から第10回新株予約権の行使期間の終期まで
当該本新株予約権者が保有する全ての第10回新株予約権
- h. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- i. 新株予約権の取得に関する事項
当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株予約権者が保有する全ての第10回新株予約権を、1個当たり、①当該取得の対象となる第10回新株予約権の数（以下「取得対象新株予約権数」という。）が上記g項に従い行使が未だ可能となっていない当該本新株予約権者の保有する第10回新株予約権の数（以下「行使不能新株予約権数」という。）以下の場合には無償、②取得対象新株予約権数が行使不能新株予約権数を超過する場合には12.6円（対象となる第10回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、取得する。
- (1) 当該本新株予約権者が当社またはその子会社（以下「発行会社等」という。）の取締役、監査役または従業員ではなくなったとき。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由（現時点において任期満了による退任及び定年退職以外に想定する正当な理由はありません。）があると当社取締役会が認めた場合を除く。
 - (2) 当該本新株予約権につき以下の事由があったとき。
 - ① 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為
 - ② 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ③ 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
- j. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による第10回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。当社は新たに当社に加入する従業員に譲渡する場合など合理的な理由のある場合に限り第10回新株予約権の譲渡を承認する予定である。
- k. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
該当事項なし。
- l. 新株予約権の割当日
2023年2月8日
有償ストック・オプションとして発行する第10回新株予約権の割当では、本臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして第10回新株予約権を発行することが承認されることが条件となります
- m. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
当社は、第10回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
3. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
第10回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数46,000,000株（議決権数460,000個）は、2022年11月30日現在の当社発行済株式総数57,192,187株（議決権数570,088個）に対して80.43%（議

決権ベースでは 80.69%) にあたります。また、第 10 回新株予約権と同時に第三者割当により発行される新株式 57,500,000 株 (議決権数 575,000 個) 及び第 9 回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 67,000,000 株 (議決権数 670,000 個) を第 10 回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 46,000,000 株 (議決権数 460,000 個) と合算した総株式数は 170,500,000 株 (議決権数 1,705,000 個) であり、これは、2022 年 11 月 30 日現在の当社発行済株式総数 57,192,187 株 (議決権数 570,088 個) に対して 298.12% (議決権ベースでは 299.08%) にあたります。第 10 回新株予約権はその全てが当社取締役及び従業員に割り当てられることから、第 10 回新株予約権の発行は東京証券取引所の有価証券上場規程 (以下「上場規程」という。) 上場規程 2 条第 67 号の 2 及び開示府令 19 条 2 項 1 号ヲにいう「第三者割当」に該当せず、従って同 432 条の定める手続の対象とはなりません。上記本新株式及び第 9 回新株予約権の第三者割当とあわせて考えた場合の希薄化の規模が上場規定 601 条 1 項第 15 号、同施行規則第 601 条第 12 項第 6 号に抵触する 300% に迫ることから、上場規程 432 条第 2 号に準じて、本臨時株主総会において株主の意思確認手続を実施することといたしました。なお、第 10 回新株予約権の発行条件の合理性についての当社の考えは以下のとおりです。

a. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第 10 回新株予約権については、上記「2. 新株予約権の発行要項 d. 新株予約権の払込金額又はその算定方法」に記載のとおり、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した合理的であるものと考えられる評価額である 18 円と同額としました。

第 10 回新株予約権の行使価額については、割当ての対象者である当社取締役及び従業員 (以下「ストック・オプション付与対象者」という。) が長期間にわたって当社株主のために当社の企業価値を向上するインセンティブを付与するために割当てを受けた第 10 回新株予約権を割当日から 3 年が経過した後 1 年ずつ割当数の 1/3 ずつのみ行使でき、また当社を退社する等した際には当社が残存する第 10 回新株予約権を取得することのできる取得条項が付されていることも考慮のうえ、行使が可能となる前に当社株価が下落した際にも付与対象者が上記インセンティブを喪失しないよう 10 円としました。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記のとおり第 10 回新株予約権の発行により、当社普通株式に相応の希薄化が生じる可能性があります。

しかしながら、ストック・オプション付与対象者は当社が事業転換により推進する新規事業に必要な不可欠の人材であり、彼らが長期にわたり当社事業の成功にコミットし続けるだけの十分なインセンティブとなる規模の第 10 回新株予約権を割当てることは、当社の中長期的な成長につながるものと考えられます。また第 10 回新株予約権の目的である当社株式の数である 460,000 株は、本新株式、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権が発行された後の当社の潜在株式を含む発行済株式数である 227,692,187 株の約 20% に相当しますが、ストック・オプション付与対象者の当社への貢献度に鑑みれば妥当な規模であると考えられます。

以上より第 10 回新株予約権の発行によって生じる希薄化を考慮してもなお、ストック・オプション付与対象者に対して第 10 回新株予約権を発行することは合理性が認められるものと考えられますが、上場規程第 432 条第 2 号に準じて、本臨時株主総会における株主による承認決議を経て実施することとしました。

III. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

当社は親会社の変更により現在では「レッド・プラネット」ブランドでのホテルの営業を行っていないところ、同ブランドのホテルは海外数か国で営業を続けているため、「レッド・プラネット」を社名から外すことにより消費者の混乱を避けるとともに、Web 3 及びメタバースを主力事業とする当社の新たな事業形態を端的に示すために商号変更を行うものです。

(2) 新商号

株式会社メタプラネット

(3) 変更予定日

2023年2月7日

本商号変更は、本臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

IV. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

当社はこれまで、ホテル事業を専業としてまいりましたが、今後は当社の主たる事業をブロックチェーン及びメタバース関連事業へと転換し、時代に合った事業を展開することで、継続的な収益の確保及び継続企業としての再生のための施策を実施することといたしました。また、今回の本第三者割当により当社の授權資本枠をほぼ使い切ることから、将来の機動的な資金調達のためには発行可能株式総数を増加することが必要と考えております。これらを可能とするために、商号の変更、本店所在地の変更、事業目的の追加及び発行可能株式総数の変更を行うものです。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

2022年12月28日(水)

本定款変更に係る取締役会決議

本臨時株主総会への本定款変更に関する議案付議に係る取締役会決議

2023年2月7日(火)

本臨時株主総会決議(予定)

本定款変更の効力発生日(予定)

V. 親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

1. 異動が生じる経緯

2023年2月8日を払込期日とする本第三者割当の実施により、当社の親会社であり主要株主である筆頭株主であった EVO FUND が当社の親会社に該当しなくなること、並びに MMXX ベンチャーズ・リミテッド及びデビッド・スペンサー氏が当社の主要株主に該当すること、となる見込みです。

2. 異動予定日

2023年2月8日

3. 異動する株主の概要

(1) 親会社に該当しなくなり、主要株主である筆頭株主となる株主の概要

EVO FUND の概要は、「I. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 新たに主要株主である株主の概要

MMXX ベンチャーズ・リミテッドの概要は、「I. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(3) 新たに主要株主に該当する株主の概要

デビッド・スペンサー氏の概要は、「I. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 当該株主の所有議決権数及び総株主の議決権数に対する割合

(1) EVO FUND

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位

異動前（注） （2022年12月28日現在）	400,254 (40,025,483)	69.98%	第1位
異動後 （2023年2月8日現在）	400,254 (40,025,483)	34.90%	第1位

（2）MMXX ベンチャーズ・リミテッド

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前（注） （2022年12月28日現在）	0 (0)	0%	—
異動後 （2023年2月8日現在）	254,850 (25,485,000)	22.22%	第2位

（3）デビッド・スペンサー氏

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前（注） （2022年12月28日現在）	0 (0)	0%	—
異動後 （2023年2月8日現在）	150,000 (15,000,000)	13.08%	第3位

（注） 1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権の数については、2022年11月30日時点の株主名簿に基づいております。

3. EVO FUND については、BNP Paribas 名義分も実質保有しており、同社大量保有報告書及び当社の主要株主に関する過去開示との整合性のために、それぞれの議決権の数や所有株式数について当該名義分を合算しております。

5. 今後の見通し

本件異動が当社業績に与える影響はありません。

(別紙1) 株式会社レッド・プラネット・ジャパン 新株式発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 57,500,000 株
3. 発行価額 1 株につき 20 円
4. 発行価額の総額 1,150,000,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額
資本金 575,000,000 円
資本準備金 575,000,000 円
6. 申込期日 2023 年 2 月 8 日
7. 払込期日 2023 年 2 月 8 日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下の者に以下のとおり割当てる。

MMXX ベンチャーズ・リミテッド	26,725,000 株
デビッド・スペンサー氏	15,000,000 株
シュモンク・リミテッド	4,500,000 株
サイモン・ゲロヴィッチ氏	2,500,000 株
マーク・ライネック氏	2,500,000 株
マシアス・デ・テザノス氏	1,500,000 株
パネフリ工業株式会社	1,000,000 株
ゲリット・ヴァン・ウインゲルデン氏	750,000 株
ピヤジット・ルカリヤボン氏	675,000 株
王生貴久氏	500,000 株
ニナ・ゲロヴィッチ氏	500,000 株
リン・コック氏	500,000 株
ハリス・ノルディン氏	350,000 株
阿部好見氏	250,000 株
山口聡一氏	250,000 株
9. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び 2023 年 2 月 7 日に開催予定の当社臨時株主総会における承認を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2) 株式会社レッド・プラネット・ジャパン 第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社レッド・プラネット・ジャパン第9回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 15,410,000 円 (本新株予約権 1 個あたり 23 円)
3. 申込期日 2023 年 2 月 8 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 2 月 8 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下の者に対しそれぞれ右欄に記載の数の本新株予約権を割り当てる。
- | | |
|-------------------|-----------|
| MMXX ベンチャーズ・リミテッド | 335,000 個 |
| EVO FUND | 335,000 個 |

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 67,000,000 株 (本新株予約権 1 個あたり 100 株 (以下、「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 670,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額 1 個あたり金 23 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、20 円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合 (但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式

分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通

株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年2月8日（当日を含む。）から2028年2月7日（当日を含む。）までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。）連続して50円を上回った場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が

全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
21. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(別紙3) 定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>レッド・プラネット・ジャパン</u>と称し、英文では <u>Red Planet Japan, Inc.</u> と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>メタプラネット</u>と称し、英文では <u>Metaplanet KK</u> と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9. 工業所有権、ノウハウ、著作権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェアの取得、売買、賃貸借、企画、開発、保全、利用、管理、仲介及び譲渡</p> <p>10～16 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>17～24 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>25～27 (略)</p> <p>26.</p>	<p>(目的)</p> <p>現行どおり</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9. 工業所有権、ノウハウ、著作権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア、<u>Web 3 サービス、ブロックチェーン技術及び暗号通貨、NFT その他のデジタル資産</u>の取得、売買、賃貸借、企画、開発、保全、利用、管理、仲介及び譲渡</p> <p>10～16 (現行どおり)</p> <p>17. <u>金融商品取引業、投資助言業及び投資運用業</u></p> <p>18～25 (号数を1つずつ繰り下げたうえで現行どおり)</p> <p>26. <u>Web 3 サービス及びブロックチェーン技術に係るコンサルティング業務</u></p> <p>27～29 (号数を1つずつ繰り下げたうえで現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>品川区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p>
<p>第4条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第4条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>282,237,948株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>500,000,000株</u>とする。</p>
<p>第7条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第48条 (現行どおり)</p>